

予算決算常任委員会

平成30年3月19日（月）

午前11時16分開会

○三鬼（孝）委員長　ただいまから予算決算常任委員会を再開いたします。

尾鷲総合病院に係る議案第23号と議案第18号の説明を求めます。

○内山総合病院事務長　尾鷲総合病院でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第23号、平成29年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について、補正予算書及び予算説明書の内容について御説明申し上げます。通知させていただきます。

1ページをごらんください。

第1条、平成29年度尾鷲市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成29年度尾鷲市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）患者数につきまして、入院1日平均196人を194人に、年間延べ7万1,616人を7万628人に、外来1日平均406人を401人に、年間延べ9万8,997人を9万7,768人に、それぞれ補正するものでございます。内容につきましては、後ほど資料のほうで御説明いたします。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部といたしまして、第1款病院事業収益、既決予定額44億1,683万円に補正予定額501万を増額し、合計44億2,184万円とするものでございます。

第1項医業収益、既決予定額38億3,961万6,000円に補正予定額501万円を増額し、合計38億4,462万6,000円とするものでございます。

支出の部といたしまして、第1款病院事業費用、既決予定額44億4,432万5,000円から補正予定額321万8,000円を減額し、合計44億4,110万7,000円とするものでございます。

第1項医業費用、既決予定額43億6,406万1,000円から補正予定額1,188万6,000円を減額し、合計43億5,217万5,000円とするものでございます。

第2項医業外費用、既決予定額7,926万4,000円に補正予定額866万8,000円を増額し、合計8,793万2,000円とするものでございます。

第4条、予算第4条本文括弧書き中、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,302万6,000円は一時借入金で措置するものとする。）を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,182万6,000円は一時借入金で措置するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の部といたしまして、第1款資本的収入、既決予定額3億640万2,000円に補正予定額59万9,000円を増額し、合計3億700万1,000円とするものでございます。

第1項企業債、既決予定額1億1,680万円から補正予定額120万円を減額し、合計1億1,560万円とするものでございます。

第3項投資返還金、既決予定額1,000円に補正予定額179万9,000円を増額し、合計180万円とするものでございます。

支出の部といたしまして、第1款資本的支出、既決予定額4億4,942万8,000円から補正予定額60万1,000円を減額し、合計4億4,882万7,000円とするものでございます。

第1項建設改良費、既決予定額1億3,147万1,000円から補正予定額60万1,000円を減額し、合計1億3,087万円とするものでございます。

2ページをごらんください。

第5条、予算第6条、企業債を次のように改める。

医療機器整備事業の補正前の限度額1億1,680万円を補正後の限度額1億1,560万円にするものでございます。内容につきましては、入札により額が確定したことによる変更でございます。

第6条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給与費の既決予定額24億1,829万4,000円から補正予定額466万9,000円を減額し、合計24億1,362万5,000円とするものでございます。

3ページをごらんください。

平成29年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）説明書でございます。

款、項につきましては、先ほど御説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

(1) 収益的収入及び支出のうち、収入の部、1項医業収益、1目入院収益、1節入院収益5,388万円の増額は、当初の見込みより入院患者数が減となるものの、1人当たりの単価が増額となることによるものでございます。

2目外来収益、1節外来収益5,491万5,000円の減額は、当初の見込みより外来患者数が減となることによるものでございます。内容につきましては、後ほど資料のほうで御説明いたします。

4目その他医業収益、2節公衆衛生活動収益604万5,000円の増額は、当初の見込みよりも乳幼児予防接種及びインフルエンザ予防接種の増等によるものでございます。

次に、支出の部、1項医業費用、1目給与費466万9,000円の減額は、当初見込んでいた職員数より減員となったこと等によるものでございます。内訳といたしまして、2節給料234万1,000円の減額、3節手当481万1,000円の減額、6節退職給付費248万3,000円の増額でございます。

3目経費721万7,000円の減額のうち、11節修繕費409万1,000円の減額は、施設修繕費の実績に伴う減額でございます。

13節賃借料312万6,000円の減額は、在宅酸素賃借料の減額によるものでございます。

次に、2項医業外費用、3目雑損失、1節その他雑損失839万9,000円の増額は、学資貸与金貸与者4名が3月末で当院に規定の年数従事することとなり、返還免除となることによるものでございます。

5目消費税及び地方消費税、1節消費税及び地方消費税26万9,000円の増額は、補正を行うことにより変更となる消費税及び地方消費税を再算定したことに伴う増額でございます。

4ページをごらんください。

(2) 資本的収入及び支出のうち、収入の部、1項企業債、1目企業債120万円の減額は、1節企業債120万円の減額で、医療機器購入費の減額に伴う医療機器整備事業債の減額でございます。

3項投資返還金、1目投資返還金、1節学資貸与金返還金179万9,000円の増額は、学資貸与金貸与者1名から貸与金が返還されたことによるものでございます。

次に、支出の部、1項建設改良費、1目資産購入費60万1,000円の減額は、1節器械備品購入費60万1,000円の減額で、入札により額が確定したことによるものでございます。

よる減額でございます。

5 ページをごらんください。

財務諸表について御説明させていただきます。なお、財務諸表に記載している数字は、平成28年度決算をもとに算出したものでございます。

平成29年度尾鷲市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これは、平成29年度1年間の現金の増減をあらわすものでございます。

6 ページをごらんください。

下段の今年度末の資金残高は3,935万1,000円となる見込みでございます。

7 ページをごらんください。

給与費明細書でございます。先ほど御説明したとおり、24億1,829万4,000円から466万9,000円を減額し24億1,362万5,000円とするものでございます。

8 ページをごらんください。

平成29年度尾鷲市病院事業会計予定損益計算書でございます。

9 ページをごらんください。

補正後の予定では、下から3段目の当年度純損失は1億463万6,000円となる見込みでございます。

10 ページからは、尾鷲市病院事業会計予定貸借対照表及び注記を記載しておりますので御参照ください。

以上が、平成29年度尾鷲市病院事業会計補正予算書（第3号）及び予算説明書の説明でございます。

引き続き、資料の説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○平山総合病院総務課長　それでは、資料のほうを通知させていただきます。

それでは、1 ページ、資料1のほうをごらんください。

業務予定量について、入院・外来患者数の御説明であります。まず、上の表、入院患者数でございますが、それぞれ科別で、科別の隣に当初予定数を記載しております。当初は7万1,616人、それに隣、1日平均患者数につきましては、平成29年4月から12月末までの実績をもとにそれぞれ科別の1日平均の患者数を算定し、それに日数を掛け、新たに補正する量、年間見込患者数のほうを算出しております。

年間見込み患者数の合計につきましては7万628人で、当初比較で補正予定数といたしまして、マイナスの988人。減少の大きい診療科といたしましては、一

番上、内科一般で当初比較マイナスの986人、内科の療養でマイナスの1,132人となっております。増加分につきましては、3段目、外科で328人の増、また、その下、整形外科で730人の増、これらをあわせまして、減額がマイナスの988人で、補正後の入院1日平均患者数につきましては、7万628人を365日で割りまして、1日当たり194人としております。

次に、外来患者数でございます。こちらの表につきましても、上段、内科の透析を含む部分から脳神経外科ほかまでの当初予定数が合計で9万8,997人、それに同じく平成29年4月から12月までの実績をもとに1日の平均患者数とそれぞれ平日、診療科ごとの日数を掛けまして、年間見込み患者数を算出しております。こちらが、当初の9万8,997人に対しまして、年間見込み患者数が9万7,768人で、補正予定数といたしましてマイナスの1,229人となっております。こちら、増加分といたしましては、内科、透析を含む一番上で、補正予定量が1,073人の増、あと、減少の大きい部分で3段目、整形外科で当初比マイナスの1,073人、これらを合計いたしまして、補正予定量がマイナスの1,229人で、補正後の外来1日患者数といたしましては、1日当たり401人とするものです。

次に、2ページをごらんください。

資料2、医業収益について、入院収益と外来収益でございます。まず、上の表につきましては入院収益でございます。こちらのほう、各診療科別に当初予算額につきましては21億2,181万8,000円、これに対しまして、1人1日の平均単価を平成29年4月から12月末までの実績をもとに算出いたしまして、1日平均の患者数、先ほどの人数を乗じまして年間見込み収益のほうを算出しております。年間見込み収益といたしましては21億7,569万8,000円で、補正量の増といたしまして5,388万円の増としております。

主な内訳といたしまして、上段、内科につきましては、それぞれ患者数の減により減となっておりますが、3段目、外科につきましては、患者数の増及び外科単価が当初と比較で約4,660円増となっておりますので、補正量が6,114万4,000円の増、あと、整形外科につきましても患者数増がございましたので、1,653万7,000円の増となり、これら合計いたしまして5,388万円の補正予定量となっております。

下の表、外来収益でございますが、こちらのほうも同じく当初予算額15億9,298万3,000円に対しまして、実績により1日1人当たりの平均単価をそれぞれ平均患者数、日数で乗じまして、年間見込み収益のほうを算出しております。

こちらのほう、見込み合計といたしまして、15億3,806万8,000円となり、補正予定額の合計といたしましては、マイナスの5,491万5,000円となっております。中身、内科につきましては、患者数につきましては増となっておりますが、こちらのほう、1人当たり単価の減がございましたので、補正予定量を3,047万6,000円と、外科につきましては、こちらのほう、患者増がございましたので、363万2,000円の増、整形外科、こちらにつきましては、患者数等による減、これら各診療科を合計いたしまして、合計でマイナスの5,491万5,000円の減という補正内容の内訳となっております。

説明につきましては以上でございます。

○内山総合病院事務長　それでは、議案第18号、平成30年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について。予算書及び予算説明書の内容について御説明申し上げます。通知させていただきます。

1ページをごらんください。

総則、第1条、平成30年度尾鷲市病院事業会計の予算は次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとする。（1）病床数、一般病床199床、療養病床56床、（2）患者数、入院、1日平均192人、年間延べ7万226人、外来、1日平均400人、年間延べ9万7,482人といたしております。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入の部といたしまして、第1款病院事業収益43億7,718万1,000円、第1項医業収益38億3,221万3,000円、第2項医業外収益5億4,486万8,000円、第3項特別利益10万円。

支出の部といたしまして、第1款病院事業費用43億7,085万8,000円、第1項医業費用42億9,756万5,000円、第2項医業外費用7,249万3,000円、第3項特別損失80万円でございます。

資本的収入及び支出としまして、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,879万円は一時借入金で措置するものとする。）。

収入の部といたしまして、第1款資本的収入2億6,859万5,000円、第1項企業債8,340万円、第2項負担金1億8,519万3,000円、第3項投資

返還金、第4項寄附金、それぞれ1,000円でございます。

支出の部といたしまして、第1款資本的支出3億8,738万5,000円、第1項建設改良費9,240万1,000円、第2項企業債償還金2億8,718万1,000円、第3項投資780万円、第4項返還金3,000円でございます。

2ページをごらんください。

債務負担行為、第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。事項、学資貸与金、期間、平成31年度から平成34年度まで、限度額1,200万円でございます。

企業債、第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的は、医療機器整備事業。限度額は8,340万円、起債の方法は証書借入、利率は年利率3%以内、償還の方法は、償還期限は借入先の融資条件とする。ただし、財政等の都合により繰上償還することができる。なお、起債の全部または一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができるとするものでございます。

一時借入金、第7条、一時借入金の限度額は6億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)平成30年度尾鷲市病院事業会計予算中、不足を生じる場合、款内各項の全額。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)、第9条、次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち、他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、または、これら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1)職員給与費23億9,291万円、(2)交際費80万円。

他会計からの補助金、第10条、病院群輪番制病院運営事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は3,332万円である。

たな卸資産購入限度額、第11条、たな卸資産の購入限度額は10億450万円と定める。

3ページをごらんください。

重要な資産の取得、第12条、重要な資産の取得は次のとおりとする。1、取得する資産、種類は器械備品、名称は透析装置及び血液浄化用装置及び医用画像情報システム、数量は一式とするものでございます。

4ページをごらんください。

平成30年度尾鷲市病院事業会計予算実施計画でございます。なお、款、項につきましては、先ほど御説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

(1) 収益的収入及び支出でございます。

収入の部といたしまして、1款病院事業収益、1項医業収益は、1目入院収益、1節入院収益21億6,260万9,000円。

2目外来収益、1節外来収益15億3,362万2,000円でございます。

入院収益及び外来収益につきましては、後ほど資料のほうで御説明させていただきます。

3目健診収益3,738万7,000円の内訳は、1節一般健診収益2,379万4,000円、2節脳ドック収益400万2,000円、3節一般ドック収益18万2,000円、4節妊婦健診収益856万1,000円、5節乳児健診収益84万8,000円でございます。

4目その他医業収益9,859万5,000円の内訳は、1節室料差額収益6,123万7,000円、2節公衆衛生活動収益1,864万6,000円、3節その他医業収益1,871万2,000円でございます。

2項医業外収益は、1目負担金、1節一般会計負担金2億8,980万7,000円は、一般会計からの繰入金のうち収益的収支に係る分で、資本的収支に係る繰入金とあわせると4億7,500万円となり、前年度と比較して2,500万円の減でございます。

2目補助金3,533万9,000円の内訳は、1節一般会計補助金3,332万円は、病院群輪番制病院運営事業補助金でございます。2節国県補助金201万9,000円は、産科医等確保支援事業補助金ほか2件でございます。

3目寄附金、1節寄附金1,000円。

4目患者外給食収益、1節患者外給食収益88万4,000円。

5目長期前受金戻入1億9,741万5,000円の内訳は、1節国県補助金長期前受金戻入2,938万1,000円、2節その他長期前受金戻入1億6,803万4,000円、これらは、資産の減価償却にあわせて補助金等を戻入するものでございます。

6目その他医業外収益、1節その他医業外収益2,142万2,000円は、テレビカードほかの収益でございます。

3項特別利益は、1目過年度損益修正益、1節過年度損益修正益10万円でございます。

5 ページをごらんください。

支出の部でございます。1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費 2 3 億 9, 2 9 1 万円の内訳は、1 節報酬 2 億 1, 6 1 9 万 1, 0 0 0 円で応援医師等の報酬でございます。2 節給料 8 億 4, 8 1 0 万 2, 0 0 0 円は、職員 2 3 7 名分の給料でございます。3 節手当 6 億 1, 5 9 1 万 3, 0 0 0 円は、期末勤勉手当、特殊勤務手当等でございます。4 節賃金 1 億 4, 3 9 8 万 5, 0 0 0 円、5 節法定福利費 2 億 9, 7 7 1 万 6, 0 0 0 円、6 節退職給付費 1 億 3, 7 0 4 万 2, 0 0 0 円は、定年退職者の退職金及び退職給付引当金繰入額でございます。7 節賞与引当金繰入額 1 億 1, 1 5 0 万 7, 0 0 0 円は、平成 3 1 年度に支給する賞与のうち当年度分、平成 3 0 年度を計上するものでございます。8 節法定福利費引当金繰入額 2, 2 4 5 万 4, 0 0 0 円は、平成 3 1 年度に支出する法定福利費のうち当年度分、平成 3 0 年度分を計上するものでございます。

2 目材料費 9 億 3, 1 0 9 万 3, 0 0 0 円の内訳は、1 節薬品費 5 億 8, 8 8 0 万円、2 節診療材料費 3 億 3, 3 2 9 万 3, 0 0 0 円、3 節給食材料費 8 0 0 万円、4 節医療消耗備品費 1 0 0 万円でございます。

3 目経費 7 億 3, 2 1 7 万 1, 0 0 0 円の内訳は、1 節厚生福利費 9 4 万 6, 0 0 0 円、2 節報償費 4 2 万 9, 0 0 0 円、3 節旅費交通費 9 3 4 万 3, 0 0 0 円、4 節職員被服費 8 4 万円、5 節消耗品費 2, 3 7 9 万 3, 0 0 0 円、6 節消耗備品費 2 6 6 万 9, 0 0 0 円、7 節光熱水費 8, 2 2 7 万 3, 0 0 0 円、8 節燃料費 4, 6 6 5 万 9, 0 0 0 円、9 節食糧費 7 2 万円、1 0 節印刷製本費 8 0 万円、1 1 節修繕費 3, 9 0 3 万 3, 0 0 0 円、1 2 節保険料 6 0 8 万 3, 0 0 0 円でございます。

6 ページをごらんください。

1 3 節賃借料 8, 8 1 4 万 3, 0 0 0 円は、患者及び職員駐車場賃借料が主なものでございます。修繕費と賃借料につきましては、後ほど資料のほうで説明をさせていただきます。

1 4 節通信運搬費 5 9 2 万 2, 0 0 0 円、1 5 節委託料 3 億 6, 7 5 1 万 9, 0 0 0 円は、医療事務委託及び給食業務委託が主なものでございますけれども、こちらにつきましても後ほど資料のほうで御説明をさせていただきます。1 6 節臨床検査委託料 8 6 6 万 9, 0 0 0 円、1 7 節諸会費 1 7 3 万円、1 8 節交際費 8 0 万円、1 9 節広告料 6 5 万 4, 0 0 0 円、2 0 節負担金 2, 3 5 2 万 3, 0 0 0 円、2 1 節使用料 7 1 5 万 9, 0 0 0 円、2 2 節手数料 1, 2 6 1 万 1, 0 0 0 円、2 3 節公課費 3 万 3, 0 0 0 円、2 4 節貸倒引当金繰入額 1 8 0 万円、2 5 節雑費 2 万円でご

ざいます。

4目減価償却費2億2,684万6,000円の内訳は、1節建物減価償却費1億823万4,000円、2節構築物減価償却費9万6,000円、3節器械備品減価償却費1億1,262万2,000円、4節車両減価償却費87万1,000円、5節その他有形固定資産減価償却費502万3,000円で、減価償却費は、前年度と比較して1,120万4,000円の増でございます。

5目資産減耗費419万6,000円の内訳は、1節たな卸資産減耗費4万円、2節固定資産除却費415万6,000円で、資産減耗費につきましても後ほど資料のほうで御説明させていただきます。

6目研究研修費1,034万9,000円の内訳は、1節謝金36万2,000円、2節図書費279万7,000円、3節旅費交通費374万4,000円、4節研究雑費344万6,000円でございます。

2項医業外費用のうち1目支払利息及び企業債取扱諸費6,540万4,000円の内訳は、1節企業債利息6,420万4,000円で、前年度と比較して728万円の減額でございます。2節一時借入金利息120万円でございます。

2目患者外寝具賃借料、1節患者外寝具賃借料46万6,000円でございます。

3目雑損失、1節その他雑損失1,000円でございます。

7ページをごらんください。

4目雑支出、1節雑支出1,000円でございます。

5目消費税及び地方消費税、1節消費税及び地方消費税662万1,000円でございます。

3項特別損失は、1目過年度損益修正損、1節過年度損益修正損80万でございます。

以上が収益的収入及び支出の予定額でございます。

続きまして、(2)資本的収入及び支出でございます。

収入の部といたしまして、1款資本的収入、1項企業債は、1目企業債、1節企業債8,340万円は、医療器械整備事業債でございます。

2項負担金は、1目他会計負担金、1節一般会計負担金1億8,519万3,000円は、先ほど御説明しました一般会計からの繰入金のうち資本的収支に係る分で、内訳は企業債元金償還金分の負担金及びみえ森と緑の県民税市町交付金でございます。

3項投資返還金は、1目投資返還金、1節学資貸与金返還金1,000円。

4項寄附金は、1目寄附金、1節寄附金1,000円でございます。

8ページをごらんください。

支出の部でございます。1款資本的支出、1項建設改良費のうち、1目資産購入費、1節器械備品購入費8,099万6,000円で、資産購入費につきましても、後ほど資料のほうで御説明をさせていただきます。

2目工事費の内訳は、1節工事請負費1,054万1,000円は、エアコン等工事費及びランドリー室における業務用蒸気式洗濯機1基、業務用蒸気式乾燥機2基の更新工事でございます。

2節委託料86万4,000円は、耐用年数を経過した火災報知器設備を更新するための設計費でございます。

2項企業債償還金は、1目企業債償還金、1節企業債償還金2億8,718万1,000円で、前年度と比較して2,236万1,000円の減でございます。

3項投資につきましては、1目投資、1節学資貸与金780万円でございます。

4項返還金は、1目補助金返還金、1節県補助金返還金3,000円は、前年度の地域医療体制基盤整備事業補助金のうち、特定収入割合が5%以下となる見込みのため、控除できない消費税相当分について返還するものでございます。

以上が資本的収入及び支出の予定額でございます。

9ページをごらんください。

平成30年度尾鷲市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これは平成30年度1年間の現金の増減をあらわすものでございます。

1、業務活動によるキャッシュ・フローは合計9,720万4,000円。

2、投資活動によるキャッシュ・フローは合計8,193万6,000円。

10ページをごらんください。

3、財務活動によるキャッシュ・フローは合計マイナス2億378万1,000円。

以上により、1年間の資金増減額はマイナス2,464万1,000円となり、資金期首残高が3,935万1,000円であるため、資金期末残高は1,471万円でございます。

11ページをごらんください。

給与費明細書でございます。1、総括のうち、職員数は、前年度238人、本年度238人となり、増減はございません。給与費等の合計は、前年度24億23万4,000円、本年度23億9,291万円、前年度比732万4,000円の減で

ございます。詳細につきましては14ページまで記載しております。

次に、15ページをごらんください。

債務負担行為に関する調書でございます。複合機使用料ほか16件の債務負担行為について記載してございます。

16ページをごらんください。

平成30年度尾鷲市病院事業会計予定損益計算書でございます。

1、医業収益は32億2,221万9,000円。

2、医業費用は42億4,478万円、医業損失は4億2,256万1,000円でございます。

3、医業外収益は5億4,365万4,000円。

4、医業外費用は1億9,502万2,000円、経常損失は7,392万9,000円でございます。

17ページをごらんください。

5、特別利益は10万円。

6、特別損失は80万円。

当年度純損失は7,462万9,000円でございます。前年度繰越欠損金は28億518万2,000円であるため、当年度未処理欠損金は28億7,981万1,000円でございます。前年度当初予算における純損失は8,584万8,000円であるため、前年度と比較して1,121万9,000円純損失額が減となるものがございますが、これは一般会計からの繰入金が減額となるものの、材料費等が減額となることによるものがございます。

18ページをごらんください。

平成30年度尾鷲市病院事業会計予定貸借対照表でございます。

資産の部につきましては、1、固定資産合計29億5,127万2,000円。2、流動資産合計6億7,676万8,000円。以上により、資産合計は36億2,804万円でございます。

19ページをごらんください。

負債の部につきましては、3、固定負債合計22億2,224万6,000円、うち建設改良費等の財源に充てるための企業債が18億5,738万5,000円、退職給付引当金が3億6,486万1,000円でございます。

4、流動負債合計10億2,873万1,000円、うち一時借入金が3億8,000万円、建設改良費等の財源に充てるための企業債が3億1,047万1,000

円、賞与引当金が1億1,150万7,000円、法定福利費引当金繰入額が2,245万4,000円でございます。

3、繰延収益合計2億5,140万1,000円。

以上により、負債合計は35億237万8,000円でございます。

20ページをごらんください。

資本の部につきましては、6、資本金2億85万6,000円。7、剰余金合計マイナス7,519万4,000円、うち資本剰余金が28億461万7,000円、欠損金が28億7,981万1,000円。

以上により、資本合計は1億2,566万2,000円となり、負債資本合計は36億2,804万円でございます。

21ページ、22ページをごらんください。

財務諸表を作成するに当たり採用した会計処理の基準及び手続を注記として記載しております。

23ページから29ページにつきましては、前年度の財務諸表でございます。

次に、30ページをごらんください。

企業債明細書でございます。平成30年度末の未償還残高合計は21億6,885万6,068円となり、前年度当初予算と比較して1億9,028万579円の減でございます。

予算書の説明は以上でございますけれども、資料のほうの説明を引き続きさせていただきます。

○平山総合病院総務課長 それでは、資料のほうを御説明させていただきます。資料、通知いたします。

では、1ページ、資料1をごらんください。

医業収益について、入院収益、外来収益でございます。上の表、入院収益につきましては、内科から一番下、療養病棟までの1日平均額を実績に基づき算出し、1日の平均患者数を乗じましてそれぞれ診療日数を掛けた年間見込み額のほうを算出しております。

入院収益につきましては、30年度で21億6,260万9,767円でございます。次に、外来収益でございますが、科別、上の内科（透析を含む）から一番下、脳神経外科までの、こちらも実績に基づき、1日1人当たりの平均額に1日平均の患者数を乗じまして、それぞれ科ごとの30年度の診療日数を掛けまして年間見込み額を算出しております。外来収益につきましては、15億3,362万2,334

円で、参考に、入院外来の平成29年度当初予算額のほうを掲載させていただいております。

次に、2ページ、資料2でございます。

修繕費の内訳についてでございます。表の上段が医療機械器具修繕費でございます。麻酔器の4台修繕から中段やや下のMRI自動注入器点検修繕等につきましては、例年とほぼ同規模の修繕を計上しており、下からX線骨密度測定装置点検修繕、こちらが14万6,000円と、あと、全自動輸血検査装置の点検修繕と財務会計システム修繕を新たなものとして計上し、その他修繕分1,000万をあわせまして、30年度で1,796万円、平成29年度当初予算と比較いたしまして、713万8,000円の減となっております。

次に、下の表、施設・設備関係の修繕費でございますが、こちらにつきましては、30年度、新館ストレージタンクの修繕から各冷温水器発生機のプロモーター等の取替修繕と本館2階の玄関ホールの照明修繕と医療用の吸引ポンプの取替修繕594万までを合計いたしまして、その他修繕分とあわせまして合計が2,107万3,000円で、前年度3,447万4,000円と比較いたしまして1,340万1,000円の減、修繕費の合計といたしまして、平成30年度で3,903万3,000円となり、前年度と比較いたしましてマイナスの2,053万9,000円の減となっております。

続きまして、3ページをごらんください。

資料3につきましては、賃借料の内訳についてでございます。こちらのほう、一番上が駐車場その他の借り上げ、こちら19カ所の駐車場の借り上げ料で、こちらが1,712万3,000円と前年度と比較して同額。

次に、寝具、布団等につきましては、寝具の賃借から白衣までをあわせまして2,544万3,000円で、前年対比で103万2,000円の増。

次に、医師住宅賃借料につきましては、前年と変わりございません。

次に、在宅酸素の賃借料でございますが、こちらのほう、今年度、在宅酸素の各賃借料につきましては、患者数の減等によりまして、前年度対比で267万2,000円の減となっております。

次に、医療機器の賃借料でございますが、上のCアームシステム賃借料から一番下、血液浄化装置までをあわせまして合計が2,201万9,000円で、前年と比較いたしまして447万5,000円の減、こちらにつきましても、上から4段目の陽圧式人工呼吸器等、あと、ほぼ中段にあります個人用透析装置の減と使用患者

の減により、これらが減額となるものでございます。

一番下、その他賃借料につきましては、健診1泊ドックの宿泊料からティーディスプレイの賃借料まで、あわせまして合計が242万6,000円で、前年度対比マイナスの6万5,000円、賃借料の合計といたしまして、8,814万3,000円で、前年度対比がマイナスの618万円となっております。

次に、4ページが資料4、委託料の内訳についてでございます。

一番上、医療事務委託料につきましては、最低賃金の上昇ですとか社会保険料の増に伴い、前年対比といたしまして307万9,000円の増額となっております。

次に、2段目が院内業務委託料でございます。一番上、一般廃棄物・産廃の処理業務委託料から下の医師派遣協定に基づく委託までをあわせまして1億3,693万2,000円で、前年度対比が16万2,000円の減。

次に、医療機器の保守委託料でございますが、上からMRI装置の保守点検からその他医療機器の点検までをあわせまして、1,642万1,000円で前年度対比484万7,000円の増となっております。こちらにつきましては、上から4段目のCTスキャナ装置の保守委託、あと、乳房用デジタルX線……。

○三鬼（孝）委員長 課長、時報ですから中断します。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後 0時00分）

○三鬼（孝）委員長 再開します。

○平山総合病院総務課長 2段目の医療機器保守委託でございます。こちら、30年度1,642万1,000円で、前年度対比484万7,000円の増となっておりますが、上から4段目のCTスキャナ装置の保守委託から2番目、3番目、生化学分析装置保守委託料が前年、修繕費のほうで計上しておりました機器の部分につきまして、今回、保守委託料に計上することで増額するものでございます。

次に、建物設備保守委託でございます。こちらにつきましては、今年度、下から6段目ほどのアスベストの調査含有量の分析委託等がございませんので、これら外来棟ボイラの保守等の合計といたしまして、3,493万9,000円で、前年度対比が410万3,000円の減となっております。

次に、コンピューター保守委託につきましては、こちら栄養管理システムの保守から一番下、DPCの保守までをあわせまして30年度が2,604万7,000円で、こちらにつきましては、前年度対比37万8,000円の減。

その他委託といたしまして、サテライト事業からPCB調査及び分析委託までの部分で、こちら合計で4,764万9,000円で、前年度対比が14万4,000円の減。委託料の合計といたしまして、3億6,751万9,000円、前年度対比313万9,000円の増となっております。

次に、5ページ、資料5は、資産減耗費の内訳についてでございます。

一番上、たな卸資産減耗費が除却費で4万円。固定資産除却費が、器械備品購入費の保育器から医用情報システムまで、こちらのほう合計いたしまして、合計の除却費で415万6,000円、資産減耗費の合計でこれらあわせて419万6,000円となっております。

次に、6ページ、資料6が30年度資産購入費の内訳でございます。30年度に購入いたします器械備品等につきましては、主要なものとしたしまして、散薬監査システム136万1,000円と、中段のほうで電動ベッド、こちら30年度低床を10台245万7,000円と、その三つ下で、手術用の開腹用の機器で338万3,000円、あと、泌尿器科の関係で圧縮空気結石破碎システムが665万8,000円と、下から2番目が透析装置及び血液浄化装置で、こちらが2,808万円と、一番下、PACSシステム、こちら医療用の画像管理システムでございますが、こちらが2,268万円と、合計が8,099万6,000円、前年度と比較いたしましてこちらが5,481万1,000円の増、資産購入費合計が8,099万6,000円で、前年度の1億844万3,000円と比較いたしまして2,744万7,000円の減額となっております。

次に、7ページ、資料7と資料8につきましては担当より御説明をさせていただきます。

○山本総合病院総務課主査　　続きます、私のほうから、資料7、診療材料及び薬品等一括調達業務について説明させていただきます。

これは現状、診療材料及び薬品等については、当院がそれぞれの診療材料業者等から見積もりを徴収し、最低価格の業者から個々に購入していましたが、購入価格が低廉な適正価格であるのかを調べるには、材料の種類が多岐にわたっていることや、他の病院と規模や地理的要因が異なるため、当院において材料ごとに価格を比較検討することが非常に困難となっていました。

今回、他病院で実績のある業者から一括で購入することにより、他病院の単価データがあるため、診療材料及び薬品ごとに低廉な適正価格を見積もることができ、データをもとに卸業者と価格交渉ができる。他病院で扱っている同種・同効品で、

かつ安価な診療材料及び薬品への切りかえ提案が行うことができるなどが可能となり、診療材料費及び薬品費を削減することができます。

また、価格決定のための見積もり徴収業務については各卸業者と個々に行っていましたが、一括調達業者が各卸業者と価格交渉を行うことにより、当院の事務量が削減でき、さらに各社が発行する請求書に対しての支払い業務等についても一括調達業者に一本化されることにより簡素化され、事務量を削減することが可能となります。

今回契約する業者は、和歌山市に本社があるセイコーメディカル株式会社で、現在も取引を行っております。会社の概要としまして、その親会社であるシップヘルスケアホールディングス株式会社は、資本金155億円、東証一部上場の企業であります。

履行期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間です。

今回契約を行ったことによる材料費削減見込み額は、一括調達未実施の場合は、薬品費が6億3,590万4,000円、診療材料費が3億5,995万6,000円、合計9億9,586万円を見込んでいたものが、一括調達を実施した場合は、薬品費が6億2,297万9,000円、診療材料費が3億4,757万1,000円、合計9億7,055万円となり、それぞれ薬品費が削減額1,292万5,000円のマイナス、削減率2%のマイナス、診療材料費が削減額1,238万5,000円のマイナス、削減率3.4%のマイナス、合計が削減額2,531万円のマイナス、削減率2.5%のマイナスとなる見込みです。

なお、薬品費のうち、麻薬等の特殊な免許が要るものや給食材料費及び医療消耗備品費は一括調達ではなく、引き続き個別で購入する予定です。

次ページをごらんください。

一括調達業務の体制図を御説明いたします。現状、診療材料については、メーカー、卸業者あわせて約20社と取引をしており、価格交渉、各種折衝、発注、納入、請求支払い業務を全ての業者と行っておりましたが、今回、一括調達業者であるセイコーメディカル株式会社と契約することにより、価格交渉等はセイコーメディカルに委託し、そのことにより価格の引き下げが見込まれ、また、請求支払い業務については、約20社からの請求がセイコーメディカルに一本化されるため、事務量を大きく削減することができます。なお、発注、納入につきましては、今までと変わらず各メーカー、卸業者と直接行うため、緊急性、即応性にも対応できることとなっております。

なお、薬品については、メーカー、卸業者は約6社となっていますが、同様のスキームとなっています。今回契約することにより、それぞれの権限は現状、採用権、調達権、交渉権を病院が、切りかえ提案権を各業者が持っていました。平成30年度からは、採用権は病院で変更ありませんが、調達権、交渉権、切りかえ提案権は一括調達業者に委託することとしています。

以上が資料7の説明になります。

続きまして、資料8、みえ森と緑の県民税市町交付金事業について御説明させていただきます。

これは、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、病院内の環境整備を行うものであります。事業名は尾鷲総合病院木の薫る空間づくり事業。

事業の目的は、尾鷲総合病院のロビーに尾鷲産材を使用した木製のカウンターテーブル等を設置することで、来院者に木の薫る安らぎのある空間を提供するものであります。

収入及び支出は、100%の補助事業であるため、入出同額の663万2,000円となっています。

設置する備品等は、受付・カウンターテーブル1基、相談窓口カウンター1基、書類記入用テーブル1基、パンフレットラック1基、暖房器具用目隠しボックス3基、処方箋受付カウンター1基となっています。

次ページをごらんください。

今回、みえ森と緑の県民税を活用して設置する受付・カウンターテーブル等の配置図と現状の写真です。この配置図の上側が国道42号線で、正面玄関となっています。

以上が資料8の説明になります。

資料の説明は以上です。

○三鬼（孝）委員長　　よろしいな。これで終わりな。

昼食のため休憩いたします。午後1時25分から再開いたします。

（休憩　午後　0時11分）

（再開　午後　1時22分）

○三鬼（孝）委員長　　休憩前に引き続き、予算決算常任委員会を再開いたします。

説明は終わりましたが、資料の訂正があるそうでございますので、事務長のほうから説明願います。

○内山総合病院事務長 済みません。午前中の説明の中で数字の誤り等がございましたので、今からちょっと通知をさせていただきます。

まず、当初予算の説明資料の中の資料6、資産購入費内訳についてでございますけれども、右端の比較の欄がありますが、下から3段目の数字のところ、今現在、三角の24,703となっているかと思えます。これが正しい、正解の数字でございますので、こちらのほうに訂正をさせていただきます。

(「直すの」と呼ぶ者あり)

○内山総合病院事務長 はい。直させていただきます。

それから、もう一つ資料を通知いたします。診療材料及び薬品等一括調達業務について、資料7のところ、左のページについてはタブレット上に掲載されていたんですけども、右の図のほうが表示されていなかったということで、今、送付させていただきました。申しわけございませんでした。

○三鬼(孝)委員長 はい。それでは、議案の質疑を行いたいと思います。質疑される方、御発言願います。

○奥田委員 質問する前にちょっと申し上げたいんですけども、資料をかえられると、タブレット、チェックしているところが全部消えてしまうんですね。さっき全部しておったのが全部消えてしまったのな。それ、ちょっと困る。残っていません、皆さん。今の……。

○内山総合病院事務長 先ほどの資料もタブレット中には残っています。

○奥田委員 両方あるのかな。

○内山総合病院事務長 はい。

○奥田委員 それならいいです。ほかのが消えていたもので。

それで、まず補正予算のほうから、29年度のほうから聞きたいんですけど、これを見ると、最終的に9ページを見ると、当年度純損失が1億400万ということで、当初、最初6,390万ぐらいの予算で組んでいたと思うんですけど、やっぱり思った以上に収益が上がらなかったということなんですかね。それとも費用がかさんだのか、その辺、事務長、どういうふうに分析しています。

○内山総合病院事務長 収益的には、今回の補正でも示させていただきましたように入院収益がふえて、それとほぼ同額の外来収益が減ったということで、入院、外来収益としては当初見込みと、中身の入れかえはありますけれども、そんなに大差はないですし、今回の補正についても、支出のほうについても減額補正ということでございますので、結果的には、どちらかという当初予算では純損失を8,5

84万8,000円見込んでいまして、今現在、1億463万ということですので、2,000万ほどの見込みよりは収益がトータル的に下がったというような。当初で8,584万8,000円の計上でございました。

○奥田委員　じゃ、2,000万ぐらいちょっと（聴取不能）。

それで、ちょっと何でこんなことを聞いたかという、一時借入金3億8,000万じゃないですか。これ、28年度から29年度末も3億8,000万。これ、30年度の見込みも3億8,000万という形で、一時借入金もう減らないのかなということをちょっと聞いたかったんですよ。

というのは、僕、9月の議会のとき、決算のときかな、あれ。事務長に、この一時借入金、どうなんですかと聞いたときに、いや、今はないですよというような話があったと思うんですね。もう返しますよと。一時期は返すと思いますよ、それは。返済のときはね。ただ、そのやりくりする中で、またやっぱり借りなあかんでしよう。だから、期末にはやっぱり3億何千万か残ってくるんじゃないですかと僕は言うたと思うんですけど、でも、それでも、いやいや、今ないから、一時借入金はないですよみたいな話を僕は何回もやりとりした覚えがあるんやけれども、いやいや、僕は期末の話をしてしよるんですよと、そんな一遍に3億8,000万もあってなくなるはずがないやないですかと、そんな急激によくなるはずないでしょうと。やっぱり思ったとおり、3億8,000万、そのまま変わらないじゃないですか。だから、その辺の僕は見通しを聞いておるんですわ、事務長の見通し。いや、そんな、今ないんだから、ないですよと言いつつたのでね、あのとき言いつつたんですよ、9月のときに。僕、非常に悔しい思いをしたんですけども、いや、僕は期末の話をしてしよるんやと。いつかの話をしてしよるわけじゃなくて、一時は返すでしょうと、それは。返すときもあるんだから。また借りるでしょうと。絶対資金繰り、考えたら期末は絶対残るはずやと僕は思ったんですね。やっぱり思ったとおり、3億8,000万残っておるじゃないですか。その辺の見通しを僕は聞いておるんですけど、僕はその辺、事務長、見通しが甘いんじゃないかなと思うんだけど、どうですか。この3億8,000万、なくなると思っていました。

○内山総合病院事務長　一時借入金につきましては、年度末から年度を繰り越して借り越した状況でございました。年度初めになってその全額を一旦返させていただきました。9月のときにはまだ一時借入金を行っていない状況だったので、一時借入金は行っておりませんと。その前の年は、その時点では一時借入金既に借りていたわけですがけれども、通常9月なんですけれども、7月決算でございましたの

で、7月のときには一時借入金はございませんと言ったんですけど、年間通して、やはり資金繰りは非常に厳しい状況でございますので、年間通すと、一時借入金はある時期に当然借りる必要が出てくると、現在でも思っています。

○奥田委員　だから、一時借入金、やっぱり減らなかったですよ、3億8,000万で。あのときも事務長、僕は何回も繰り返し聞いておるのに、あんた、何を聞いておるんですかみたいな顔をして言われたんですよ。今ないんだからないんですよ。だから、僕は期末を聞いておるんですよと言うておるのに、いや、今ないんだからないんですわというような話で、ないときはないけど、でも、期末はやっぱり3億8,000万残ってきているので、とやかく言いませんけれども、もうちょっと僕はきちっと説明してほしいんさな、そういう意味で。

もう一つ聞きたいんやけれども、資金繰りのことで、28年度末が現金預金が6,970万、約7,000万あって、29年度末が3,900万。予想のキャッシュ・フロー、貸借対照表を見ると1,400万と。これは期末1,400万で資金繰りは大丈夫なんですか。一時借入金はふえないの。ふえる可能性もあるんじゃないかなと僕は。

○内山総合病院事務長　現在のところ、決算見込みをいろんなさまざまなことを検討した結果、3億8,000万は超えない状況にあると思います。

○三鬼（和）委員　1点、新年度から一括調達業務体制、図面もあるんですけど、これ、仕入れに関してセイコーメディカルってところを使うわけなんですけど、薬品、材料費等は、材料を調達するときの責任というんですか、セイコーメディカルが品物を持っておるわけじゃないじゃないですか。これというのは大丈夫なんですか、この辺は。値段交渉とかそういうのは一括調達ということは、セイコーメディカルが一旦その品物を買って、それを市に提供するという形になる、どういうことなんですか。この辺だけもう少し。

○内山総合病院事務長　価格交渉とかについてはセイコーメディカルがやりますけれども、商品の搬入については各業者さんから搬入されます。ただし、今20社あるところが、もしかすると、価格の安いところを当然選ぶわけですから、20社がもっと数が減ることも考えられます。

○三鬼（和）委員　値段交渉はしてくれるけど、品物の納入であるとか、そういったものの責任は、病院と薬品会社がそこでは別に結ばなくちゃいけないんですか。

○山本総合病院総務課主査　納入に関しましては、先ほどから説明のあるように、直接納入されます、業者から。その際に、納品書等を提出させることによって物の

確認をさせていただきますので、そういう形で確実にその品物の納入を担保するというようになっております。

○三鬼（和）委員 いや、私が心配するのは、災害時であるとか緊急時に、この体制で間違いなく薬品であるとか材料費が納められるのかということと担保されておるのかということを確認したいので聞いております。はっきり言って、セイコーメディカルみたいに中間業者を入れることによって値段が安くなるという変な現象の扱いなんですけど、本来は直接、中間とかブローカーみたいなものを入れなくて契約するほうが安く買えるみたいなのに、中間業者を入れるほうが安くなるというのも変な話なんですけど、それはそれでいいと思うんですけど、ただ、災害時であるとか緊急時、緊急的な薬品であるとか材料が要るといったときに、間違いなくこれまでのメーカーとかそういったところから納入されることはきちっと担保された上のこういった仕組みになるのかということだけ確認したいと思います。

○内山総合病院事務長 セイコーメディカルとの取り交わしの中では、そういった災害時とか緊急時での対応も十分するような約束は取り交わしていますし、それから、間に入ったら高いのではないかとということなんですけれども……。

○三鬼（和）委員 いや、それはええわ、安くなっておるんやで、現実。わかりました。担保されておるんですね、それについて。

じゃ、そういったことも含めると、セイコーメディカルというところにきちっとしたら、もう少し材料費であるとか医療費を落とせるのではないか、あるいは在庫を減らせるのではないかとということも考えられるんですけど、今回予算編成に当たってはそういうことを検討しなかった、初めてということとこれぐらいの数字を計上されたのかということが1点と、それと、資料の一番最後にもあるんですけど、尾鷲ヒノキというのか、これはみえ森と緑の県民税によるあれなんですけど、カウンターとかそういったのは何点か出ておりますけど、これはもう修繕しなくちゃいけないぐらいになっておるんですか、どうなんですか。そうじゃなくて、こういった交付税があるからやろうとしているのか、ちょっとその辺を聞きたい。2点聞きたいんですけど。

○内山総合病院事務長 在庫の管理についてですけども、セイコーメディカルはここに書いていますように、一括調達業務となっておりますが、今後、病院の在庫管理についても適正な管理をしていただくような助言とか、行っていただく予定でございまして、その29年度決算を、今現在も在庫の適正化を図っておりまして、各病棟とか外来全ての部門にそういう指示は病院長のほうから出してございまして、

その結果、29年度決算で在庫が減った結果がその次の年に反映されてくるというふうに思っています。

それから、備品については、スチールのような材料が使われていたり、さまざまな材料が使われておりますので、一部古いのもありますし、今すぐどうしてもかえなければというものばかりではございませんけれども、今回、このような有利な交付金があるということで、木のまち推進課のほうと協議した結果、こういったヒノキを使った形で病院の環境づくりをやっていこうという結論に至りました。

○三鬼（和）委員　　じゃ、29年度が精査された結果、30年度、材料費であるとか医療費であるとか、これにかかわる貯蔵品なんかも減る可能性もあるということですね。これがきちっと精査されていくと。それが1点と、もう一つは、みえ森と緑の県民税なんですけど、いや、病院側としてこれを改修しなくちゃいけないという形というんですか。病院側とすれば多分、木のまちからこういうメニューがあるからということで考えたんだと思うんですけど、そういったことについて副市長にお伺いしたいんですけど、この森と緑の県民税については、森林づくりであるとかこういった空間づくり、それから、人づくりとか環境づくり、森林に関係あるという。財政の厳しい中であって、もし病院を美しくしたりとかよくするのはありがたいことで、私も通院しているのでいいなとは思いますが、もしこういった余裕があって木のまちがこういったメニューがあるからというんだったら、中村山の森林づくりとかそういった財源がないところへこういった交付金は有効に活用すべきじゃないかなと思うんですけど、病院をするに至ったというんですか、こういった政策決定はどうなんですか。木のまちから何かすることないかと、こういう税金が、交付金が出るからというので決めてしまったんですか。どうなんですか。もうちょっと全体の予算を組むときに、せっかくなような財源のところに戻したりとかというのは考えられなかったのかなと思うんですけど、その辺についても。

○山本総合病院総務課主査　　材料の在庫の削減についてお答えさせていただきます。

今回、一括調達業務を行うことによって材料の全ての見直しを行っております。その中で、材料の中でいろいろ代用できるものもありますので、それで材料の品目を絞ることを考えております。材料の品目を絞ることによって、在庫の数をそれぞれ持っていた場合ですと在庫の数はふえますけど、品目が減ることによって在庫の量も減らすことができる、かつ調達業者と卸業者の方に御協力いただいて、全ての材料をある程度の在庫を業者さんのほうにも持っていただいて、すぐに調達して

いただけるような体制を整えることによって病院内の在庫の数を減らそうというふうに考えております。

以上です。

○藤吉副市長　　みえ森と緑の県民税の支出についてお答えさせていただきます。

みえ森と緑の県民税を活用した市町事業としては、災害に強い森林づくり、それから、あとは森林を支える社会づくりということで、例えば森を育む人づくりであるとか、身近な緑や森の環境づくりとか木の薫る空間づくりなどに使える形になっています。

今回、病院のカウンター等の整備につきましては、一応木の薫る空間づくりということで公共施設などへの木材製品、特に今回は尾鷲ヒノキを使った製品の設置ということで、多くの人に木を使うことが森林を支えることを知ってもらうために、公共施設などに尾鷲ヒノキを利用した木製品を入れるという形のものであります。

委員おっしゃられる、例えば公園等に使うというのはどうだということなんですけど、例えば、緑の環境づくりということで、遊歩道の整備なんかで木材を使った遊歩道の手すりなんかの利用もあると思いますけれども、今回、一番話が整ったのが病院のこういった木の薫る空間づくりということだったので、今後、いろんな活用できる方法について、また関係課とも協議して有効に使えるような形でしっかりと活用していきたいと、こんなふうに思っています。

以上です。

○三鬼（和）委員　　決算において赤字というか、それを減らすのが、じゃ、確かに本年度の予算編成の中では、材料費であるとか医療費が減額になっておるので、それが当期純利益とか純損失の中の数字を減らしておると理解できるんですけど、ただ、私が聞いたのは、29年度の貯蔵品の額も、それから、そういったシステムを入れるに当たっては30年度の貯蔵品の年度末の金額も同じなので、そういった成果が上がらないのかなと。ずっと以前だと、点滴とかそんなのが瓶であって、これが割ってしまうとか何かというのも年間出るとということで、若干はそういった金額というか、誤差もあったようなあれなんですけど、もっとできるのではないかなというのが1点と、もう一点、今年度、修繕代が前年度よりかも2,000万少なくなっていて三千何百万、約4,000万弱になっておるんですけど、かつて民間から事務長をお願いしたときには、年間一億五、六千万の修繕代とかで使った決算年度もあったんですけど、大丈夫なんですか、これ、4,000万ぐらいで。総合病院には、一般の医療機器とかそういったのでかなり年数がたっておるやつとか、そう

いったのもあろうかと思うんですけど、そういったことの補修も含めて、この年間4,000万ぐらいの修繕代で大丈夫なんですか。これが大きく決算の赤字減らしになっておるとは思うんですけど、これが仮に2,000万とか3,000万、したら、その分、赤字の分がふえるわけですから。どうなんですか、その辺は。

○内山総合病院事務長　今回の修繕費の内訳で、医療機器の関係と施設関係で3,900万余りとなっているんですけども、これは各部門から予算要求といたしますか、ヒアリングをさせていただいて、それぞれの部署ごとに予算査定をした結果でございまして、特に修繕要望があるのに予算編成でカットしたといったものではございません。修繕については、当然毎年毎年それぞれ多い少ないが若干あって、時にはふえることもありますし、緊急的なやつで急遽対応しなくちゃならないこともありますので、必ずしもこの3,900万がしばらく推移するとは思っていませんし、当然多い年も出てくると。今回はたまたま予算要求を査定した結果、こういった額で抑えられたということでございます。

○三鬼（孝）委員長　他にございませんか。

○小川委員　先ほどの三鬼委員にちょっと関連しまして、一括調達について。緊急時以外といたしますか、そんな場合は一括業者、セイコーメディカル、納品書は、緊急時以外はみんな、これ、100%、ここを通すという意味ですか。

○山本総合病院総務課主査　一括調達業務の業者に関しましては、先ほどの説明した内容の中にもあるんですけど、麻薬とか特殊な免許が必要なものに関しては個々に納入する、材料、医療消耗備品に関しても個々に納入するということになるんですけど、それ以外に関しましては全て一括調達業者から購入するという形になります。

○小川委員　それでは、100%個々じゃないということなんですよ。

○山本総合病院総務課主査　特殊なものを除いてということになりますので、100%ではないです。

○小川委員　特殊なと言われますけど、それでは、ほかの業者でも一緒の値段、これが少し安くするから買ってくれと言われた場合は、それはもう絶対受け付けん、ここで契約しているから受け付けんということなんですよ。

○内山総合病院事務長　通常取引についてはセイコーメディカルと私どもとだけでやりとりします。緊急な場合といった場合には、当然セイコーメディカルさんの滞在の場所にもよるんですけど、緊急な場合はやむを得ずほかの業者から購入せざるを得ない場合も出てくると思います。

○仲委員 生文でちょっと聞き漏らしたのか、聞き忘れたのかしらん。セイコーメディカルの全国展開の実績は多分つかんでいると思うんですけど、全国で何社、例えばそれで公の公立病院が取引があるかというところをお聞きしたいんですけど。

○山本総合病院総務課主査 セイコーメディカル株式会社としましては、全て一緒ではないんですけど、紀南病院も同じような形の材料の取引を行っております。それ以外、セイコーメディカルとしましては、今話を聞いているところだと1社なんですけど、先ほど御説明したシップヘルスケアホールディングスという親会社のほうが、泉佐野の病院とかいろいろな病院を扱っております、その親会社のほうからセイコーのほうにも職員を派遣しているような形でいろいろとお話をさせていただいておりますので、そういう形で考えると、いろいろ全国展開されている業者ということになっております。

以上です。

○仲委員 30年度の中で、セイコーメディカルが業者と、言ったら売買の契約を結んだらそれで流れていくとは思うんですけど、尾鷲病院との日々のかかわりというのはどういうふうな格好に、例えば、多分常駐はしないと思うんですけど、どういうふうな感じですか。

○内山総合病院事務長 今、セイコーメディカル株式会社の担当職員さんが尾鷲のほうに引っ越しをされて住まわれております。病院のほうにはほぼ毎日に来ていただいておりますけど、ある程度波に乗ったら、2日、3日ぐらいの勤務をさせていただくというような話は聞いています。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○三鬼（和）委員 同じことなんですけど、この図面を見ると、20社あってそれが一本化され、結局何社が一本化されて、あと、今小川委員が聞かれたように、麻薬とかそういったものも含めてそこに入っていないのは何社なんですか。

○内山総合病院事務長 20社が何社になるというよりは、もしかしたらセイコーメディカルが価格交渉によって20社から仕入れることも可能性としてありますし、10社になる可能性もありますし、そこはセイコーメディカルさんの価格交渉の結果によると思います。

○三鬼（和）委員 じゃ、仕入れる金額で言ったら、セイコーメディカルからの経路が何%ぐらいになって、あと、そうじゃないところが何%ぐらいという比率はどうなんですか。

○内山総合病院事務長 まだ現在のところ、何%ということはありませんけれ

ども、先ほど申しましたような麻薬の話であったりとか、緊急やむを得ない場合であったりとかという特殊な場合についてのみですので、そんなに大きな割合を占めるとは思っておりません。

○濱中委員 委託料の中で、昨年度あってことしなくなっておるんですけれども、口腔衛生委託、これは去年実績がなかったんですか。それとも、どういったことでことし。もし説明されておったんやったら聞き漏らしたかなと思うので。

○内山総合病院事務長 委託料のどの委託ですか。済みません。申しわけないです。

○濱中委員 ごめんなさい。資料4の4ページの委託料内訳の中の上から二つ目の院内業務委託で、29年度には歯科衛生業務があったのが、30年度はゼロになっておるものですから、これが昨年度の実績がなかったのか。

○内山総合病院事務長 この歯科衛生業務については、尾鷲以外の方に歯科衛生の資格を持った方に来ていただいております。ただし、30年度についてはその方が対応していただけないということでございますので、30年度は予算計上してございません。ただし、こういった資格を持っている方については引き続き交渉を行っていきたいというふうに考えています。

○濱中委員 病院がみとりとかターミナルに関しての考え方をこれからどうされるのかというあたり、またこれから聞いていかなんのかなと思うんですけれども、やはり高齢者の方の口腔ケアというあたりは、病院と歯科の専門職の方とのつながりが三重県全体でも薄いというような問題点を、以前に医療の中の研修会でお聞きしたことがありまして、やはり特にそういうみとりの場面においては、口腔ケアの重要性ということは歯科のほうでは重要視されておるといような話も聞いたんですけれども、今回、これがゼロになっておるものですから、歯科衛生業務というのは、歯科衛生士さんあたりの話なんですか。

○徳井総合病院総務課長補佐兼係長 歯科衛生士業務のことは、今まで、去年までは歯科医師会のほうで依頼してそこから2名の方に派遣していただいたんですけれども、ちょっともう歯科衛生士の方が、尾鷲総合病院担当しておった人がおやめになりましたということで、今年度は派遣はもう見合わせてくださいということで、予算計上は取りやめた状況でございまして、今、先ほど濱中委員が言っておったとおり、入院患者さんの歯科口腔ケアの重要性というのは、ラウンドしておるリハビリとかそんなのと一体として行っておるんですけれども、やっぱり必要性というのは重要だと思っております。

- 濱中委員 ニーズがあった場合は、継続の専門の歯科衛生士さんが院内でできなくても、臨時的に市内の歯医者さんとかにお願いするようなことはできるんですか。訪問とかそういった形でどうなんですか。
- 徳井総合病院総務課長補佐兼係長 現在、まだ外の歯科衛生士さんのほうにはコンタクトをとってはいないんですけれども、今現状、やはり入院患者さんに向けた口腔ケアのところは今、作業療法士さんとか看護婦さんとかと栄養士とか、チームを組んでいただいて必要な人には現在は対応はしております。
- 奥田委員 済みません、ちょっと一括調達業務の話なんですけど、わからないので教えてほしい、素朴な疑問で。先ほどは、事務長の話やと、総合病院とセイコーメディカル、交渉するんやという話でしたね。午前中の説明の中では、担当のほうでメーカーと交渉するという話じゃなかった。僕の聞き間違いかいな。メーカーと交渉はしないのか。
- 内山総合病院事務長 価格交渉につきましては、セイコーメディカルと卸業者さんと交渉します。その結果、採用決定するのは病院でございますので、セイコーから薬品の種類と価格を聞いて採用を決定するということになります。
- 奥田委員 直接病院がメーカーと交渉することは、価格交渉についてはないわけですね。それで、1点ちょっと教えてほしいなんですけど、これをやることによって2,500万削減できると、仕入れ関係が。間に入ってくるセイコーメディカルの収益源というのはどうなっている、どういう形で収益をここは稼ぐんですか。
- 内山総合病院事務長 今回の一括調達業務について、委託料はまず発生してございません。それで、私ども、最低保証価格というのを1.5%ということで決めていまして、例えば、今の商品を今のままで納めた場合、セイコーメディカルが入る前とセイコーメディカルが入ってから、例えば、金額が同じだった場合は1.5%分をまけ、安くすると。最低保証のほうを決めています。なので、必ず総合病院が1.5%分安くなるということを決めています。それで、その1.5%が例えば、4.5%値引きされたとしたら、3%値引き分がふえるじゃないですか。その3%分をそれぞれ双方が2分の1ずつを、病院がそうなると、1.5%が4%ふえたとしたら5.5%の値引きになりますよね。5.5%の値引きになると、総合病院が1.5%プラス2%の3.5%引き、残りの2%がこの会社の収益ということになります。なので、値引きをすればするほど会社の収益が上がると。病院の収益というか、削減も図れるという契約になっています。
- 奥田委員 だったら、その5.5%、例えば、値引きになった場合は、今言った

ように、病院のほうは3.5%値引き分、2%はセイコーメディカルの取り分というような形に、手数料みたいになるのかな。そうすると、僕は値引きできるんやったら、例えば、5.5%値引きできるんやったら、5.5%値引きで入ってくるのかなと思ったんですよ。そうじゃないんですね。そうなってくると、間へ入ってくる業者が何か自分らで会社をつくって、例えば、民間の総合病院が……。

(「ブローカー」と呼ぶ者あり)

○奥田委員　　そう、ブローカーじゃないけど、自分らの会社をつくってやったほうが、5.5%値引きの場合、2%持っていかれんでも済むんじゃないんですか。

○内山総合病院事務長　　総合病院独自で仕入れをやっている場合、他病院がどういう材料を幾らで仕入れているかというのは把握できないわけなんですわ。こちらのセイコーメディカルというのは、先ほども説明しましたように、全国展開している業者の関連会社でございますので、例えば、紀南病院でしたら、紀南病院も請け負っていますので、紀南病院のこの材料は幾らで仕入れているというのを我々も知ることができます。例えば、日赤の価格も知ることできて、全国的にこの材料については平均的な、搬送コストとかも当然あったりするので、価格は若干違ってはきますけれども、全体的にこのぐらいの価格で納められているという価格を把握することができる関係で、今現在、仕入れている価格が高いとか安いとかという判断のもと、一括調達業者が仕入れを行ってくるということになります。

○奥田委員　　例えば、ドラッグストアなんかいろいろ共同でやっぱりやっておるじゃない、共同仕入れとかいって。それは自分たちで出資して自分たちでやっておるので、下がった分は自分たちの分ですよ、5.5%下がったら5.5%の収益はみんなで分けましょうと。今みたいなのをちょっと聞いておると、5.5%下がったとしても2%分持っていかれるというところが、僕は、だったら、この間へ入りたいところというのはほかにもあるんじゃないかなと思ったりもするし、さっきも仲委員さんが聞いていましたけれども、どのぐらいあるのかと。紀南病院はそうかもしれないけれども、こういうふうに関で仲介手数料みたいなのを取っていくわけでしょう。だったら、ここだけじゃなくて、入りたいところは結構あるんじゃないんですか。それだけもないのかな。ここしかないんですか、今全国的に見て。

○内山総合病院事務長　　今回の業務については、ホームページで公募型の参加のプロポーザルをさせてもらったんですけれども、実際、問い合わせとか書類をとりに来ていただいた業者が4社ございました。ただし、当日、実際参加されたのは、このセイコーメディカル株式会社さんだけが参加されたということでございます。

○奥田委員　何かちょっとじっくり来ないですけどね。最初の説明、僕は1.5%というのは、今初めて聞きましたけれども、だったら、この業者が入ったら1.5%必ず下がるような。だったら、今までどうだったのという話にもなってくるし、そういうことを言ったらあかんのかなと思うけれども、もっと下げられた、真剣に交渉したら1.5%、これまでも下げられたんじゃないかなという話もあると思うんやけれども、そういうことも、自分らではようせんもので頼んだということなんですよね。その1.5%も自分らではよう下げんもので。

○内山総合病院事務長　全国の自治体病院との比較からいきますと、診療材料については尾鷲総合病院は特に高いというわけじゃなくて、大体平均ぐらいの価格で仕入れていましたけれども、200床から300床ぐらいの今の総合病院と同程度の病院と比較しますと、若干診療材料については高い価格で納入していたというようなこともわかってきましたし、ただし、この地域は流通コストがちょっとかかるということもあって、そういった面も若干はあるのかなとは思っていたんですけども、ただし、今回の業者については、全国的に材料や薬品の価格を把握することができますので、妥当な金額というところの交渉を行っていただいて、今までの納入価格より安く仕入れることができるというメリットを考えて、今回このような一括調達業務をやるように決めさせていただきました。

○奥田委員　これは、例えば、今5.5%下がったら2%はこの業者のものやと。来年はどうなるんですか。来年も今の基準で行くんですか。

（「ここに3年計画とある」と呼ぶ者あり）

○奥田委員　その3年間というのが当初のやつでずっと比較で行くのか、1年ごと、そういう、去年はこうだったからことしはこうとか、その比較なのか、3年前の一番最初のところの比較で行くのか。

○内山総合病院事務長　契約は3年契約でございまして、まず、最低保証の1.5%というのはこれは3年間限りなく、3年間は続きます。その3年の間に交渉した結果、それに上乗せした値引き額については2分の1をすることで3年間の契約をさせていただきます。ただし、これはある程度値段が下がったら、それ以上下がることはほぼないと思っておりますので、ただし、これをやらなかった場合に、2,500万という削減額を放っておいたら、5年間で1億2,500万という経費の無駄となっていたわけですから、そんなに、ある程度3年間で下げた額が継続されたとしても、病院の経費の削減にはなるのではないかというふうに考えています。

○奥田委員 聞いているのは、基準となるのは期首の部分が基準になるわけ。1年後になっても2年後になっても、それは最初のところが基準でということなんです、その3年間の。

○山本総合病院総務課主査 今回の場合は診療材料と薬品が2種類あるわけなんですけど、診療材料に関しましては、平成30年1月1日、薬品に関しましては平成30年3月1日を基準としまして、その金額をもとに3年間比較をするということになっています。

○小川委員 ちょっと参考までに聞かせていただきたいんですけど、予算書の5ページなんですけど、材料費の薬品代とか診療材料を仕入れる場合は消費税を払うと思うんですけど、あと、経費の中にも消費税が関係するのが入っていると思うんですけど、それでまた、病院は消費税を払うけど、患者さんにはその消費税負担できないというのがありますけど、ざくっと病院が負担する消費税というのは年間どれぐらいあるんですか。

○山本総合病院総務課主査 消費税に関しましては、済みません、損益計算書の中で当初予算書の17ページの医業外費用、雑支出の欄があるんですけど、1億2,918万6,000円が病院として控除できない消費税、いわゆる経費として上げないといけない消費税になっておりますので、この分は私どもとしては損失に計上させていただかないといけないと。それプラス、また別途予算の中に先ほどの納付消費税の話がありますけど、これに関しましては税務署に納める金額というふうになっております。

以上です。

○小川委員 素人的な考えなんですけど、19年に消費税が上がれば、またそれプラス二千五、六百万は経費として要ってくるということなんですよね。

○山本総合病院総務課主査 消費税が増加すれば、当然ここの雑支出となる控除できない消費税額もふえることになります。ですので、診療報酬改定等に適切に対応していただきたいというふうに病院側としては思っております。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 他にございませんか。

○野田副委員長 いろいろ薬品関係でやっていただいているのは十分わかるんですけど、30年度予算で約7,400万のやっぱり経常損失になります。それで、平成29年度の予算の決算予想では、先ほども話がありましたが、1億400万のマイナスになっているわけですね。約3,000万が改善されるわけですから

ども、それにしても、恒常的な経常損益がマイナス部分が続いてしまうわけです。それで、一時借入金も3億8,000万という部分が改善はされていない。それで、結論的に、数字の中においてどのような改善策、要は総利益の中で、営業利益の中で約2億6,000万のマイナス、それに営業外損益を入れると8,000万弱ぐらいのマイナスになるわけですね。このままいくと、何年たってもマイナスの状態です。パンクしてしまうということしか考えられませんので、何かのやっぱり繰出金4億7,500万を入れたとしても、これは一つの改善できる起爆剤として考えるのであれば、何かいい方法というか、このままではもうだめなんですよ。

(「(聴取不能)入れたらいいのと違う」と呼ぶ者あり)

○野田副委員長 いや、入れたらいいというものじゃなくて、改善する部分をどのように考えていくかということが非常に大事なところになると思うんですけども、その点、どうですかね。

○内山総合病院事務長 まず、今一般病棟と療養病棟とあるわけなんですけれども、一般病棟199の療養が56ということで、今現在のところ、療養病棟から地域包括ケア病棟への転換ができないかということで協議を進めています。この転換についてはさまざまな課題点というのがありまして、まずは看護師さんが今の現在では不足していると。看護師さんを募集するという一つの手法と、あるいは看護師さんが募集できない場合は、病院内の臨床工学技士を例えば透析のほうの分野で看護師さんの業務を担っていただくといったような、職種を超えた形での看護師確保対策ということを今現在考えておりまして、その療養病棟から地域包括ケア病棟に仮に転換することができたとすれば、1カ月当たり1,300万ぐらいの入院基本料の差額が収益として上がってくるということになります。ただし、これはあくまで収益だけの話ですので、これに伴って看護師さんを採用したとなると、例えば、3名、4名、5名程度不足していますので、その辺の人件費がかかってくると。それで、1,300万から人件費分を引いた額が月単位での収益と。今この辺が病院の経営上考えられる手だての一つかなというふうに考えています。

○野田副委員長 28年度決算で8,700万の利益が出ています。ただし、キャッシュ・フローの中で30年度予算で、やっぱり29年度末で約4,000万の資金がある中で、30年度予算の期末では1,200万ぐらいの資金しかなくなる状態ですね。どんどん悪い状態になってしまうということが考えられますので、これを今どうこうというわけじゃないんですけれども、そういう部分で何かをぐっと周知徹底しながら、もうやるしかないのかなと思っています。先ほどの薬品も一つの

手ですけれども、もっと抜本的な部分の中でまたお願いしたいと思います。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○奥田委員 済みません、市長にお伺いしたいんですけれども、リニアックの予算を計上しましたよね、最初。それを削除されましたよね。その理由というのが、都市計画税が取り過ぎておったということ、それが純粋な預貯金である財政調整基金にたまっておるわけやけれども、それを県のほうから別の基金にきなさいという指導があったから、急遽予算計上したけれども取り下げたんだという話でしたけれども、私の一般質問の中でもきちっと答えてくれなかったんですが、市長、もしこれ、都市計画税の問題がなければ、当初予算、リニアックの予算、計上されていましてよね。そのままやっぱり行っていたということですかね。削除することはなかったと。

○加藤市長 当初予算の中に一応入れた事実はございますけれども、都市計画税云々の分が財政調整基金からマイナスになるということは、要するにそれで今期は断念したということでございます。

○奥田委員 ということは、その都市計画税の問題がなければ当初予算で計上してそのまま行っていたという理解でよろしいですか。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○奥田委員 でも、委員長、しつこいようだけれども、でも、それって1月末にわかっていたんでしょう、それは。2月19日までの間に何をされていたのかなという疑問が残るんですけど、今、都市計画税の問題がなければそのまま行っていたということですが、都市計画税の問題というのは、1月末の時点で県は、もうその前から12月にも、10月も指導しているし、12月にも言っているし、1月にももう最終的に言っているということを聞いたんですけれども、その時点では考えず、よっしゃ、もう行けという感じで、計上した後にやっぱりやめておこうかなと思ったということなんですか。

○加藤市長 その時点では、都市計画税の処理の仕方というのを十分関係者とどういうやり方があるのかということは県とも調整しながら一応考えたという状況でございました。

○三鬼（孝）委員長 奥田委員、これ、補正後の予算審議ですから、ちょっと控えていただきたいと思います。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 なければこれで病院事業の予算審議を終了いたします。
どうも御苦労さまでした。

10分間休憩します。

(休憩 午後 2時11分)

(再開 午後 2時20分)

○三鬼(孝)委員長 それでは、休憩前に引き続き予算決算常任委員会を再開いたします。

それでは、続きまして、水道部の予算審議に入りたいと思います。

議案第24号、議案第19号の説明を求めます。

水道部長。

○尾上水道部長 水道部です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第24号、平成29年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第3号)について説明させていただきます。

1ページをごらんください。通知します。済みません、少々お待ちください。

(発言する者あり)

○尾上水道部長 補正、あります。今から補正です。済みません。ちょっと慌てていまして、少々お待ちください。申しわけありませんでした。

それでは、説明に入らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条、平成29年度尾鷲市水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条、予算第2条、年間総給水量及び1日平均給水量を次のとおり補正いたします。(2)年間総給水量を、既決予定量374万7,224立方メートルに対し、補正予定量は8,303立方メートルの減量で、予定量を373万8,921立方メートルに、(3)1日平均給水量を、既決予定量1万266立方メートルに対し、補正予定量は22立方メートルの減量で、予定量を1万244立方メートルとするものです。

第3条、予算第3条、収益的収入及び支出を次のとおり補正いたします。

収入の第1款水道事業収益、既決予定額5億7,647万1,000円に対し、補正予定額は933万6,000円の減額で、予定額を5億6,713万5,000円

とするものです。内訳といたしましては、第1項営業収益を923万8,000円減額補正し、予定額を5億2,833万円に、第2項営業外収益を9万8,000円減額補正し、予定額を3,880万1,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用、既決予定額5億3,205万6,000円に対し、補正予定額は411万3,000円の減額で、予定額を5億2,794万3,000円とするものです。内訳は、第1項営業費用を451万6,000円減額補正し、予定額を4億4,961万6,000円に、第2項営業外費用を40万3,000円増額補正し、予定額を7,782万4,000円とするものでございます。

続きまして、第4条、予算第4条、資本的収入及び支出を次のとおり補正いたします。

収入の第1款資本的収入、既決予定額2,672万7,000円に対し、補正予定額は825万8,000円の減額で、予定額を1,846万9,000円とするものです。内訳といたしましては、第1項給水加入金を37万8,000円減額補正し、予定額を173万8,000円に、第2項負担金を8万円減額補正し、予定額を193万1,000円に、第3項企業債を780万円減額補正し、予定額を1,480万円とするものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出、既決予定額3億3,319万8,000円に対し、補正予定額は1,080万円の減額で、予定額を3億2,239万8,000円といたします。内訳としましては、第1項建設改良費を1,080万円減額補正し、予定額を1億1,492万1,000円とするものでございます。

補填内容の変更ですが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億392万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額834万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億9,509万3,000円、減債積立金1億49万2,000円で補填するものとするに改めるものでございます。

続きまして、2ページをごらんください。

第5条は、予算第5条、企業債を下記のとおり改めるものです。簡易水道配水管布設替事業の限度額2,260万円を780万円減額し、1,480万円とするもので、起債の目的、方法、利率、償還の方法については変更ありません。

次に、第6条は、予算第9条、他会計からの補助金を改めるもので、変更前金額1,865万4,000円を1,864万1,000円に減額するものであります。

続きまして、3ページの補正予算説明書をごらんください。

収益的収入及び支出の収入でございますが、第1項営業収益において923万8,

000円を減額するものですが、これは第1目給水収益を、大口の使用料が当初の見込みよりも少なくなったことにより910万1,000円減額し、第3目他会計負担金は無収給水の使用料の低下による減額です。

第2項営業外収益は9万8,000円の減額補正とするもので、預金利息の減額と起債借入額の確定により、一般会計からの繰出金が減額となることによります。

続きまして、4ページをごらんください。

支出でございますが、第1項営業費用において451万6,000円を減額補正するものですが、これは第1目原水及び浄水費において、委託料152万1,000円の減は入札差金として、燃料費、動力費は実績に応じて減額補正するものでございます。第2目配水及び給水費において、動力費は実績に応じて減額補正するものでございます。第5目総係費においては、委託料7万8,000円を入札差金として減額補正するものでございます。

次に、第2項営業外費用では40万3,000円の増額補正となるものですが、これは、第1目支払利息及び企業債取扱諸費において、企業債を2万円減額補正、第3目消費税及び地方消費税を42万3,000円増額補正するものでございます。

続きまして、5ページをごらんください。

資本的収入及び支出について説明いたします。

まず、収入であります。第1項第1目上水道給水加入金を37万8,000円減額するものであります。

第2項第1目他会計負担金においては、一般会計負担金8万円の減額ですが、これは配水管布設替えに伴う消火栓設置費用の減額によるものです。

第3項企業債780万円の減額ですが、これは簡易水道企業債の減額によるものです。

続いて、支出であります。第1項建設改良費において1,080万円を減額するものであります。第1目固定資産購入費、第2目上水道施設整備費、第3目簡易水道施設整備費を、それぞれ入札差金により減額するものでございます。

次に、6ページの予定キャッシュ・フロー計算書をごらんください。

今回の補正により、1、業務活動によるキャッシュ・フローの一番上、当年度純利益が3,047万8,000円となり、補正額が各項目に反映され、1から3までの合計となる4、資金増加額はマイナス7,743万6,000円となり、5、資金期首残高7億9,284万4,000円から差し引いた、6、資金期末残高は7億1,540万8,000円となります。

次に、7ページの予定損益計算書をお願いいたします。

1、営業収益以下各項目には補正額が反映されまして、当年度純利益は補正前と比べ445万5,000円減額の3,047万8,000円となります。

次に、8ページから予定貸借対照表でございます。

この補正におきまして、資産の部では、資産合計は61億4,698万5,000円となります。

9ページの負債の部では、負債合計は35億8,559万8,000円となります。

10ページの資本の部では、資本金といたしまして18億1,803万5,000円、これに剰余金として(1)資本剰余金と(2)利益剰余金をあわせた剰余金合計7億4,335万2,000円を加えた資本合計は25億6,138万7,000円となります。この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は61億4,698万5,000円となり、資産合計と同額となっております。

最後に、11ページと12ページでは、会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

引き続き当初のほうでよろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、当初予算のほうを御説明いたします。議案第19号、平成30年度尾鷲市水道事業会計予算について御説明いたします。

予算書の1ページをごらんください。

第2条、業務の予定量は次のとおりであります。(1)給水戸数は9,452戸、(2)年間総給水量368万9,821立方メートル、(3)1日平均給水量1万109立方メートルであります。

続いて、第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めています。

収入の部であります。第1款水道事業収益を5億4,917万8,000円と定め、第1項営業収益5億1,478万円、第2項営業外収益3,439万4,000円、第3項特別利益4,000円と定めるものであります。

次に、支出の部ですが、第1款水道事業費用を5億4,240万9,000円と定め、第1項営業費用4億6,828万6,000円、第2項営業外費用7,362万円、第3項特別損失50万3,000円と定めるものであります。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めます。

まず、収入の部でございます。第1款資本的収入を2,760万8,000円と定め、第1項給水加入金138万2,000円、第2項負担金202万6,000円、第3項企業債2,420万円と定めるものであります。

次に、支出の部ですが、第1款資本的支出を2億8,690万1,000円と定め、第1項建設改良費8,184万1,000円、第2項企業債償還金2億506万円とそれぞれ定めるものであります。

第4条の括弧書きにあります、この資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,929万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額595万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億9,970万3,000円、減債積立金5,363万3,000円で補填するものであります。

続きまして、2ページをごらんください。

次に、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定めます。簡易水道の配水管布設替事業に、2,420万円を限度として、証書借入で、利率3%以内とし、据置期間を含め30年以内の半年賦元利均等償還とする。ただし、財政等の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借りかえすることができる。なお、起債の全部または一部を翌年度へ繰越して借入れすることができる。

第6条、一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。平成30年度尾鷲市水道事業会計予算中不足を生じる場合は、款内各項の全額を流用できるものとする。

次に、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、第8条で（1）職員給与費7,911万6,000円、（2）交際費1万円と定め、これらの経費の金額を、これらの経費のうちほかの経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

続いて、第9条、簡易水道事業に係る企業債償還金等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1,460万3,000円であります。

第10条のたな卸資産の購入限度額は500万円と定めます。

続きまして、3ページをごらんください。

水道事業会計予算実施計画書により予算の明細について御説明させていただきます。

まず、収入の部であります、第1款水道事業収益は5億4,917万8,000円で、前年度当初予算と比較しまして2,722万5,000円の減額でございます。内訳といたしましては、第1款第1項第1目の給水収益は5億1,128万4,000

0円で、前年比約4.2%減額で計上しております。給水収益の減少額につきましては、一般の使用料を人口減少を考慮したマイナス2%に、大口使用者の火力発電所において実績や今後の不透明な状況を考慮し、平成29年度の最低月をベースに予算に計上しております。

次に、第2目受託工事収益は2,000円で、これは消火栓受託工事収益1,000円とその他受託工事収益1,000円を計上したものであります。

第3目他会計負担金281万9,000円は、公園、墓地、消火栓、用水等に係る無収有効水量及び児童手当に要する経費の一般会計からの負担金収入であります。

第4目その他営業収益67万5,000円は、手数料10万5,000円、材料売却収益56万7,000円、雑収益3,000円であります。

続きまして、第2項営業外収益3,439万4,000円ですが、内訳としましては、第1目受取利息及び配当金において預金利息10万円を計上しております。

第2目他会計補助金としては277万8,000円、これは総務省の繰出基準による簡易水道企業債償還利息補助金で、一般会計からの補助金でございます。

次に、第3目長期前受金戻入1,763万4,000円は、補助金等を財源に取得された固定資産の減価償却見合い分の収益価額等でございます。

第4目資本費繰入収益1,182万5,000円は、先ほどと同様に、総務省の繰出基準による簡易水道に係る企業債償還元金に対する一般会計補助金であります。

第5目雑収益205万7,000円のうち主なものとしては、国交省に貸与しております樋ノ口用地と矢浜保育園職員駐車場として保育園に隣接する用地の賃借料であります。

次に、4ページをごらんください。

第3項特別利益については、第1目過年度損益修正益として4,000円を計上しております。

続きまして、5ページをごらんください。

支出の部であります。第1款水道事業費用は5億4,240万9,000円で、前年度と比較しまして1,063万5,000円の増額であります。

内訳としましては、第1款第1項営業費用4億6,828万6,000円のうち、第1目原水及び浄水費は8,649万円、前年度と比較しまして262万2,000円の減額であり、主なものとしては、動力費を平成29年度の実績に基づきまして176万4,000円減額しております。

次に、第2目配水及び給水費は5,689万5,000円ですが、前年度予算と比

較しまして343万2,000円の減額であり、主なものとしましては、修繕費を前年度実績に応じて減額しております。

次に、第3目受託工事費は2,000円で、これは消火栓受託工事費1,000円とその他受託工事費1,000円を計上したものでございます。

続いて、第4目業務費は4,628万9,000円で、前年度と比較いたしまして1万9,000円の減額であります。

第5目総係費4,563万6,000円は、前年度と比較しまして239万円の増額となっております。主なものとしては、委託料に総務省からその策定が義務づけられております将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である経営戦略の策定に要する費用457万6,000円を計上しております。

第6目減価償却費は2億1,398万6,000円で、前年度当初予算と比較して430万5,000円の増額であります。

第7目資産減耗費は1,835万1,000円で、固定資産撤去費1,500万円、固定資産除却費335万円、たな卸資産減耗費1,000円の内訳となっております。固定資産撤去費につきましては、給水水量の減少に伴い、現在借用しております取水井の分の取水量が必要ないものとの結論に至りましたので、井戸の現状に復し、土地所有者に返還するものであります。なお、当該取水井に係る賃貸借料は1年分計上しており、撤去工事完了まで月割りで支払う予定となっております。

第8目その他営業費用は63万7,000円で、材料売却原価63万4,000円、雑支出3,000円を計上しております。

続きまして、8ページをごらんください。

第2項営業外費用7,362万円ではありますが、第1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債利息、一時借入利息をあわせて5,426万7,000円を計上し、第2目雑支出3,000円、第3目消費税及び地方消費税は消費税納付額1,935万円を計上しております。

次に、第3項特別損失は、第1目過年度損益修正損として50万3,000円を計上しております。

次に、9ページをごらんください。

資本的収入及び支出について御説明いたします。

第1款資本的収入の予定額は2,760万8,000円ではありますが、前年度当初予算額より88万1,000円の増額であります。

内訳としましては、第1項第1目上水道加入金として、13ミリ20件、20ミ

り2件分の127万4,000円、第2目簡易水道給水加入金として、13ミリ2件分の10万8,000円を計上いたしております。

次に、第2項負担金202万6,000円ではありますが、これは配水管布設替えに伴う一般会計からの消火栓設置工事費負担金で、3基分を計上しております。

第3項企業債2,420万円は、簡易水道配水管布設替事業のための借り入れ分でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

第1款資本的支出は2億8,690万1,000円で、前年度より2,873万8,000円の減額であります。

第1項建設改良費は8,184万1,000円で、内訳といたしましては、第1目固定資産購入費は、機械装置費として量水器購入475万8,000円、工具器具備品費として計画的な更新となる事務所用デスクトップ10台分138万3,000円を計上しております。

第2目上水道施設整備費には、工事請負費で配水管布設替工事など3,910万円を計上しております。

第3目簡易水道施設整備費には、工事請負費において配水管布設替工事など3,660万円を計上しております。

次に、第2項企業債償還金、第1目建設改良企業債償還金は2億506万円で、上水道企業債償還元金1億8,383万円ですが、償還元金として財務省財政融資資金16件分、公営企業金融公庫22件分の内訳となっております。簡易水道企業債償還元金2,123万円ですが、償還元金として財務省財政融資資金12件分と公営企業金融公庫10件分の内訳となっております。

続きまして、11ページをごらんください。

予定キャッシュ・フロー計算書について御説明いたします。

まず、一番上の当年度純利益は44万2,000円となり、1年間での現金の増減は、下から3行目のマイナス4,527万9,000円となり、一番下の期末残高は6億7,012万9,000円となります。

続きまして、12ページをごらんください。

給与費明細書について御説明いたします。

まず、(1)総括ではありますが、職員数については、前年度と変更はなく10名であります。昇給に伴う増加などにより合計で146万8,000円の増額となっております。

(2) は、給料及び職員手当等の増減額の明細についてあらわしたものであり、詳細はごらんのとおりでございます。

(3) は、給料及び職員手当等の状況についてあらわしたものであり、職員の給与体系は6級1名、4級4名、3級5名であり、詳細は13ページから15ページに記載しておりますので御参照ください。

16ページには債務負担行為に関する調書を添付してございますので御参照ください。

次に、17ページをよろしく申し上げます。

平成30年度尾鷲市水道事業会計予定損益計算書について御説明させていただきます。先ほど御説明いたしました予算実施計画を税抜き経理した結果、それぞれのごらんの金額となり、最終的には、下から4行目、当年度純利益は44万2,000円となり、さらに、これに前年度繰越利益剰余金3億7,900万8,000円と減債積立金の取り崩し相当額であるその他未処分利益剰余金変動額5,363万3,000円を加えると、当年度未処分利益剰余金は4億3,308万3,000円となります。

次に、18ページをごらんください。

平成30年度尾鷲市水道事業会計予定貸借対照表について御説明いたします。

まず、資産の部では、資産合計は59億6,260万6,000円となります。

19ページの負債の部ですが、負債合計は34億77万7,000円となります。

20ページ、資本の部では、6、資本金といたしまして18億1,803万5,000円、7、剰余金として、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金をあわせた剰余金合計7億4,379万4,000円を加えた資本合計は25億6,182万9,000円となります。この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は59億6,260万6,000円となり、資産合計と同額となっております。

次に、21ページと22ページでは、重要な会計方針に係る事項に関する注記、予定貸借対照表等に関する注記など、会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

続きまして、23ページから28ページは、決算見込みとして平成29年度の予定損益計算書と予定貸借対照表及び注記を記載しております。

なお、タブレットには、例年添付させていただいております建設改良工事計画と企業債明細書を予算決算常任委員会資料として掲載しております。

以上で、平成30年度尾鷲市水道事業会計予算と補正予算の説明となります。よ

ろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○三鬼（孝）委員長 水道事業会計に係る議案第24号、議案第19号の説明は終わりましたので、御質疑していただきたいと思います。

○濱中委員 3ページに有収水量の数は書いてもらっておるんですけども、これは何%ぐらいになりますか。

○三鬼（孝）委員長 どっち。議案、どっち。

○濱中委員 今年度。

○尾上水道部長 30年度当初につきましては、28年決算のときの70.6%という有収水量を参考に決算しております。

○濱中委員 そうしましたら、上水道の今回の布設替え、10ページですね。上水道配水管布設替えが去年より15%ぐらい多くなっておるのかな、工事費として。これはこの29年度で布設管のデジタル化をされましたよね、それが完成したんですよね。それをその完成したデジタルの布設の配管図をもとにしてやれるということで少しふやしたのかどうか、そのあたり影響は。

○尾上水道部長 濱中委員おっしゃられるのは、平成30年度予算に関しましては逐次更新しておる5カ年計画の中の上水道と簡易水道の計画を予算化したものがあります。マッピングシステムについては、3月30日が納期限なんですけれども、現在、デモ機は水道部のほうにあって、それでは操作練習等やっているんですが、予算の反映にはそのマッピングシステムは今のところは考慮していません。

○濱中委員 そうすると、これ、布設替えに結果を反映できるのは来年度という感じになるのかなと思うんですけども、これで見込みとしてなんですけれども、どうですか、布設替えのスピード、少しは上げられるようですか。今年度のこれで何%ずつ進んだということになりますか。

○尾上水道部長 布設替えの更新率につきましては、尾鷲市、旧町内でも百数十キロに及ぶ水道管網がありまして、水道管の耐用年数というんでしょうか、それとの比較でいいますと、少しペースは遅いです。ただ、それはどうしてかといいますと、やはり今おっしゃっていただいておりますと、うちの資金繰りとの兼ね合いがありまして、パーセントは相当低いパーセントで推移しているのが現状でございます。

○濱中委員 それともう一つ、デジタル化したことによって漏水の検討をつけるとかそういうことに関しては、やはり効果は出るというふうに見てよろしいですか。

○尾上水道部長 はい。マッピングシステムの導入によりまして、全ての配管に

布設年度と、あと材質等があります。なので、布設年度の古いところからこれまで以上に正確に布設計画を立てることが可能だと考えております。

あと、もう一点、漏水とか工事のときに断水する場合がありますが、このシステムは管路解析といまして、一つの部分をとめると影響がどういうふうな範囲に及ぶかというのが一目でわかります。それはこれまでうちの職員が経験上でやっていたんですが、今後は漏水に対する市民生活への影響も最小限で工事等が行えるというふうには見込んでおります。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○三鬼（和）委員 補正予算で給水水量を900万か何か減額しておったんですけど、中部電力さんの大口利用者というのかの関係だと思うんですけど、これ、当初予算を組むときに本年度の給水収益、これはそこは見込んでおるんですか。ないであらうということでこの数字が上がっておるんですか。その辺。当初、29年は減額になっておって当初はこうなっておるんですけど。

○尾上水道部長 三鬼委員がおっしゃったように、29年度の補正で減しております。30年度当初につきましては、29年度の決算見込みをもとに人口減少2%の分と、29年度中の大口使用者の最低月額を12カ月分掛け合せたもので当初予算としては編成しております。

○三鬼（和）委員 ということは、最低月額があるということですが、どの時期にまるっきりなくなるのかどうかわかりませんが、もっとその辺は減る見込みと言ったらおかしいけど、減るということは考えられる。

○尾上水道部長 当初予算編成時には、大口使用者が発表したプレス発表等は反映しておりませんので、委員さんがおっしゃられるとおり、30年度中に積算したものよりも、最低月額よりもさらに低くなった場合には補正対応したいと。その場合には、当然来年度当初は、見込みにもよるんですが、大きく減少からゼロベースまでの間で大口に関しては考えていきたいと現状思っております。

○三鬼（和）委員 あと、若干は見込みを入れて利益が44万2,000円しか上がらないというか、上がると思ったらいいのか、非常に厳しいですね、現年度で考えたら。その中で、資料をつけていただいている中に企業債等々の明細があるんですけど、現在、一番大きいので水道庁舎かな、したやつがあると思うんですね。それだけでも年間5,000万ぐらいあるのかな。あと、桂山が整備しましたね。それは据え置きして始まるのは来年からなんですか。その辺、どうなんですか。

○尾上水道部長 桂山配水池の企業債償還の始期は来年度からです。一応桂山に

見合う企業債償還分につきましては約2,500万、来年度から始まる予定です。

○三鬼（和）委員　　ということは、単純に言ったら来年、このような予算を組んでも、もう既に現金にしても、収支については、損益計算上については利息分しか損益には計上されないなのでこの金額とはなりませんけど、現実として2,000万か2,500万ぐらい、来年起債が始まると現金としては、現金のフローからするといってくるというわけですね。

○尾上水道部長　　あくまで平成30年度と同規模の予算を組んだ場合とすれば、当然に31年度については、今ちょうど申しあげました大口使用料がゼロになればゼロベースなので、今年度3,500万ほど見込んでおります。今の桂山の企業債の分が2,500万ですもので、現金の部分では、今のままの事業計画ですとプラス6,000万ほど減少するということになるかと思えます。

○三鬼（和）委員　　余剰金もありますけど、このままでいくともうずっと病院のほうで赤字というか、収支的にも赤字になっていくということなんですけど、そういった水道料金等とも、今年度中にはそういったのはどうなんですか。そういったような経費は見込んでおるんですか、どうなんですか。審議会、開くなり、そういったようなことは計画的にはどうなんですか。

○尾上水道部長　　料金改定と審議会につきましては、それに見合う改定期間なんですけど、昨年の決算委員会の折に、料金改定期間を3年から4年後に見込みたいということで御説明いたしております。確かに大口使用料の収益が減ることで経営上大変なのは承知なんですけれども、何とか今のキャッシュ、経営の効率化等をさらに進めまして、前回決算委員会の折に御説明した料金改定については三、四年後をめどとしたいと。そうしますと、料金改定と審議会の開催はその1年前というふうなことでは予定しております。

○三鬼（孝）委員長　　他にございませんか。

○奥田委員　　当初予算のほう、7ページの資産減耗費、固定資産撤去費1,500万と固定資産除却費335万、これについて、総務産業でちょっと説明してもらったけれども、もう一回説明してもらえますか。

○尾上水道部長　　今奥田委員がおっしゃられました7ページの試算減耗費の固定資産除却費1,500万につきましては、予算説明中も申し上げたんですが、これまで一般の方にお借りしておった3号井、4号井、取水井なんですけれども、それが最近3年間、過去3年間の取水実績や今後の見込みから、井戸をお返ししても取水としては賄えるということで、お返しするに当たりまして、契約上、現状復旧が

もともとありますので上げたものでございます。1,500万の予算計上の根拠としましては、一昨年、井戸を1基撤去したときに、工事費約700万ほど要りましたので、掛ける2で1,400万なのですが、1,500万見ております。それから、その除却費についてはその井戸の分でございます。

以上でございます。

○村田委員 当初のページ、7ページなのですが、資産減耗費、これの内訳をお示しいただけますか。

○尾上水道部長 御説明いたします。

まず、資産減耗費の固定資産撤去費につきましては、一般の方にお借りしておった井戸2井分を現状復旧するための予算でございます。固定資産除却費につきましては、その井戸に埋設しておりますポンプと資器材がありますので、それを除却するための費用でございます。

以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 よろしい。他にございますか。

○村田委員 これはまだはっきり確認はしていないんですが、尾鷲市の水源の取水口の上流に土捨て場ができるというような話を聞いております。これは個人が所有しているもと石山云々といった屋敷だとは思いますが、私の思うところは。そうなってくると、水道水源の取水口の上ですので、もちろん水道水源保護条例委員会が開かれるんでしょうけれども、その辺の当局の見解というのはどういう見解を持っておられますか。

○尾上水道部長 今の村田委員がおっしゃられた部分につきましては、市民の方から個人的にストックヤード、物置をつくりたいということで、対象事業所、事業計画書が水道部のほうに先々週の金曜日に提出がありました。尾鷲市の水道部のほうではそれを内容精査するので一旦受理しております。今後は、4月中旬ごろに水源保護審議会を開くべく、三重大の宮岡教授、この方が現在水源保護審議会の会長なんですが、審議会開催までの間にさまざま詰めたり確認するべきことの御指示がありますので、その辺も踏まえながら、4月中には水源保護審議会を開催して協議を進めたいというふうに思っております。

○村田委員 そういう運びは今聞きましたけれども、ストックヤードというのはどういうものなんですか。

○尾上水道部長 その方がお持ちの山の谷にどうも土捨てをして、土捨てをして林道のところまで高さを持ってきて、そこに木材等を置く平場というんでしょうか。

- 村田委員 材木集積場。
- 尾上水道部長 材木を一旦置くような、それをストックヤードということで事業目的には申請がありまして、何千平米かの土地を、平地を林道沿いに設けたいというような事業計画でございます。
- 村田委員 最終的には埋め立てて、ストックヤードと材木の集積場みたいなのでつくりたいというんですが、それ、どれだけの面積ですか。
- 尾上水道部長 ちょっと今、手元に資料がないので、約で申しわけありません。2,000平米ほどということで今、確認しております。
- 村田委員 2,000坪じゃなしに2,000平米ですか。そうすると、今ストックヤードをつくるのに、埋め立てるのにどのぐらいの高さを埋めるんですか。土量はどのぐらい埋め立てるんですか。
- 尾上水道部長 現在計画しております土量につきましては、5万立米ということでございます。
- 村田委員 2,000平米のストックヤードをつくるのに5万立米の土砂を埋め立ててつくるというのは、いかにも私は不自然に思えるんですよね。目的がちょっと違うのではないかと思うんですが、その辺はどういう聞き取りをしましたか。
- 尾上水道部長 現状では対象事業協議書、事業計画書にはそういうふうな旨がありまして、一旦は個人申請の部分ではその目的のとおりで承っています。ただ、今村田委員さんがおっしゃられたように、実は宮岡会長との話の中では、今おっしゃられたとおりでして、個人の方が山の中にストックヤードをつくるとすれば、ストックヤードの使用が個人というのか、それがもしほかの方が使用するのであれば、事業計画者と利用者とのそごがあるので、その辺を確認することとか、多々、ちょっと先生のほうから御指示がありまして、本当にその方がストックヤードをつくって使うのか、その方は申請をしているけれども、実際使う方が違う個人の方なり組織の方であれば、ちょっとこの対象事業計画書についても、今後、審議会の中で問題が出てくるというような話は会長のほうから指示はされております。
- 村田委員 私の思い違いでなかったら、当該のいわゆる土地というのは、これまで石材の山、そういうところじゃなかったですか、場所的には。
- 尾上水道部長 実はこのお話が出て、書類を受理するまでもこういうお話がありましたので、水道部のほうとしても現地のほうを毎週1度確認しておりました。そこは実はもともと木がある程度生えていたところを伐採しまして、谷になっておるところに今後土捨てをつくっていくというような形につくり上げておる。石材で

はなくて、もともとある程度の木が生えていたような痕跡がございました。

○村田委員 石材場所として一時問題になりましたよね。石山。違うんですね。じゃ、でも、水道水源の上流には間違いありませんね。

○尾上水道部長 間違いありません。間違いがないということで、水源保護審議会に調査、審査していただくために現在受理しております。場所的には、委員がおっしゃられる上流のほうになります。

○村田委員 そうであるならば、個人が土捨て場といいますか、そういう形で使うのではなくて、第三者がもしここの埋め立てるのに土砂を運んできて、5万立米といたらかなりですからね。5,000と違いますから、5万とすごいですから、その土量を持ってきてそこに埋め立てるということによって、水道水源が汚染されるとかいろんな影響はないのでしょうか。これまで、石材関係の認可についてもこの辺のところは非常に議論をされたところなんですよね。ですから、水道水源の保護条例委員会がやる、審議をするんでしょうけれども、我々は議員としても、その辺のところは当局はどこまでの判断をして議題として上げていくのかなということが非常に気になったものですから、今お尋ねしたんですけれども、どうでしょう。

○尾上水道部長 もともとの事業計画はもう少し大きな規模だったんですけれども、現在5万立米と。ただ、5万立米でも、村田委員さんがおっしゃられるように影響は大きいというふうには考えております。これまでここ5年、10年は、水源保護審議会での審議内容というのは採石だけでした。ですので、尾鷲市水源保護審議会のみならず、県の許認可という部分もありまして、両輪でいろいろ検証していくということだったんですが、今回の土捨て場につきましては県のほうの許認可は関係ございませんので、確かに尾鷲市水道部が所管する水源保護審議会だけの審議、調査となります。ただ、どうしても水源保護地域で市民の方の、市長もいつもおっしゃられるのが、命の水のもとですので、審議していく段階では、当然に土質とか工法のさまざまな点で慎重な審議を進めていきたいと思っております。

水源保護審議会での審議も含めまして、議会のほうにまた報告する機会がございましたら、逐次審議内容についてもお話しできる範囲でその都度御報告したいと思っております。

○村田委員 2,000平米の集積場をつくるのに5万立米の土砂を埋めると。それで目的は集積場ということなんですけれども、まさに本末転倒していますよね。その辺が非常に私は理解ができないんですよね。その辺は当局としてもいろいろ考えるし、調査をされるんでしょうけれども、やっぱり、これ、幾らいつても2,0

00 平米の集積場のために5万立米埋めるというのは、しかも、どなたが土砂を持ってこられるのかわかりませんが、御本人じゃないとすればこれは本末転倒も甚だしいので、これは審議会の方々がいろいろ協議をされてお決めになるんでしょうけれども、安易に事務局としても、このことはただ申請をしてきたから審議会に上げるんだということだけじゃなくて、尾鷲市水道部として尾鷲市の水源を守っていく立場から、この辺のところはきちっとやっぱりけじめをつけてやっていただくということだけをまずお願いしておきたいなと思いたしますが。

○尾上水道部長　　村田委員のおっしゃられるとおり、水源保護地域で大事な水源の源の上流への事業ですので、本当に心して審議していきたいと思っておりますので、またよろしくをお願いします。

○奥田委員　　ちなみに、それはどこから持ってくるんですか、土は。

○尾上水道部長　　対象事業計画書を、事業計画書の内容につきましては、ちょっとまだ水源保護審議会の中でもまだ一度も審議というか、閲覧していただけていないので、市外であるということだけで御容赦いただければ、今のところ市外ということで、済みません。

○奥田委員　　今、高速の工事もしておるし、そういう残土とかだったら、尾鷲は土砂、結構あると思うんですよね。そういうのをやるのによそから持ってこなあかんという、ちょっとあそこの庁舎の上のところも国道沿いの、あれも千葉かどこから持ってきたということで、県のほうは安全やと言っておるけれども、皆さん、ちょっと心配されておるところも依然としてあるんやけれども、土砂なんかいっぱいあるじゃないですか、尾鷲にね。何でよそから持ってこなあかんのかなというところはちょっと腑に落ちんというか、ちょっとよくわからんのやけど。

○尾上水道部長　　安易に計画書の内容をうのみにしておるわけではないんですが、疑うことなく、ただ、水源保護地域ですので、本当に慎重に、まずは審査、調査をしていきたいと思っております。

○三鬼（孝）委員長　　他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　なければ、これで水道事業に係る予算審議を終了いたします。どうも御苦労さまでした。

15分休憩。

（休憩　午後　3時16分）

(再開 午後 3時38分)

○三鬼(孝)委員長 休憩前に引き続き、予算決算常任委員会を再開いたします。

付託議案の11議案の採決を行いたいと思いますけれども、今お手元に配付されました議案第14号、平成30年度尾鷲市一般会計予算議決についての修正案が委員長宛てに提出されておりますので、これを取り扱いたいと思います。

予算の議決ですが、会議規則第100条の規定により提出されましたので、御報告いたします。

それでは、ただいまから議案第14号、平成30年度尾鷲市一般会計予算に対する修正案、提出者であります楠委員より修正案の御説明を願いたいと思います。

○楠委員 それでは、修正案の提案説明をさせていただきます。

議案第14号、平成30年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、第6款商工費、第1項商工費、第3目観光費の19節負担金補助及び交付金のうち、尾鷲観光物産協会補助金1,169万6,000円でございますが、この補助の中に、尾鷲神社の駐車場及びトイレの手数料として25万8,000円が含まれておりますが、地方公共団体が交付する補助金等は、地方自治法において「普通公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」ということで、地方自治法の232条の2に規定されております。一般的にはこれを根拠として他の地方公共団体または民間などに補助が行われており、支出については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に準じて地方公共団体は規則、要綱などを制定しているのが現状です。

一方で、憲法89条では、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と規定しております。補助金の交付に当たりましては、他の地方公共団体は補助金のあり方に関するガイドラインなどを設けて、各所管が要綱等に基づいて予算編成をしているというように思われます。

尾鷲市では、昨年11月に尾鷲市補助金等の見直し方針を定めて、あわせて尾鷲市補助金等交付基準、尾鷲市補助金等評価実施基準をセットで補助金交付に当たって(聴取不能)こととして作成しております。この方針並びに基準については、昨年11月7日で市長の決裁が終了しているにもかかわらず、資料請求に応じないで、3月の本会議中、予算決算委員会に公表するなど、行政運営に疑念を持っていましたが、方針では、補助金をゼロベースで見直し、補助金制度の適正化及び透明性を

確保すると定めています。これらの取り組みは評価する一方で、見直しでは28件のうち4件が廃止となった程度で、これからの真価が問われるというふうに思います。

一般的には、予算書の細節の内容まで確認することは難しい点もありますが、決算における監査業務でチェックが入ることは歴然としております。今回の補助に当たっては、関係法令を含めて根拠を確認したのか、また、当該補助に当たって要綱などを検証したのか、行政経営としてももう少し踏み込んだ形で検討すれば、補助金ではなく、市が直接行う業務として対応が可能じゃないかというふうに思われます。ただし、駐車場への補助は契約行為等が考えられるので、補助金や月極めなどが正当な理由としてないのではないかと思います。

いずれにしても、行政として説明責任を問われることのないよう、必要な条件を具備することでリスク回避ができることと思います。よって、この観光物産協会の補助金1,169万6,000円のうち、25万8,000円を減額する修正をしようとするものであります。

それでは、お手元に配付しました別紙、修正案をごらんいただきたいと思います。

第1条中、91億4,824万を91億4,798万2,000円に改めるものです。

次に、第1表、歳入歳出の予算の一部を次のように改めます。

歳入においては、第17款繰入金、第1項基金繰入金を8億1,650万7,000円から25万8,000円を減額し、8億1,624万8,000円といたします。

歳出については、第6款商工費、第1項商工費を1億2,240万9,000円から25万8,000円を減額し、1億2,215万1,000円に修正するものであります。

詳細につきましては次のページ以降に添付してありますので、御参照いただければというふうにお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、修正案の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○三鬼（孝）委員長　それでは、ただいま説明をいただきましたので、修正案に対する御質疑に入りたいと思います。

質疑がある方、御発言願います。ありませんか。

○三鬼（和）委員　この支出について、先ほど楠委員から御指摘がございましたので、一理あるとは理解するのですが、もっと別の角度から考えた場合、補助金と

しては問題があるかと思いますが、市の活性化というか、観光的な意味合いで、市が、例えば神社のトイレ、あるいは駐車場を借りて、それを観光的な意味合いのことで利用するということは別段そういった宗教的な問題には何らかかわらない。

ただ、執行部の説明の中においては、そういったことを具体的にそういった対価として出すような表現がいかげなものかという気持ちはございましたが、たまたま観光物産協会の会長さんから、副委員長とともに一遍我々の新年度の事業のことに話をしてほしいという中でも、確認としては、理事会においても観光物産協会がこういった事業に取り組むということが言われておりましたので、一定の観光物産協会に対して応分の補助をした中で観光物産が取り組むと。

でも、先ほど楠委員の指摘にありましたように、こういった借り上げであるとか使用するということについては、観光物産協会と尾鷲神社においてきちっと取り決めであるとかはしていただくべきだと思っておりますが、これは予算が成立した後、こういったことを執行する前にもできることだと思うので、そういった理解は示したいと思います。

そういったことから、これは質疑は楠委員にしたらいいのかな。

○三鬼（孝）委員長　　そう。当然そういうことになります。

○三鬼（和）委員　　そういった判断もできますので、先ほど楠委員の指摘があったのととも、そういった判断もできるのではないかと思いますけど、そういったことについて意見はどうですか。

○楠委員　　基本的に補助金というメニューから出すことではなくて、今御指摘があったように、あくまでも市の事業として面的な制度を確立すれば何ら問題ないんじゃないかなと。今は点で動いてしまっているんで問題があるというように私は考えております。

○三鬼（孝）委員長　　他に。

○小川委員　　先ほど楠委員のほうから宗教的なことを言われましたけれども、私が理解するには、宗教の行事、行為に対しての公共事業から支払いというのはそれはもうバツだと思うんですけど、使用料の対価として支払うのであれば丸じゃないのかという思いがあります。それに対してどうでしょう。

○楠委員　　基本的に使用料に当たっても、明確に公のお金から支出するに当たっては、その制度が確立していれば別に問題ないと思うんですよ。

あともう一つは、いろいろ学識だとか判例を見ますと、やはりこの辺の議論が、最終的にはいろいろまだ法学者でも決まっていないというところもあるみたいなの

で、実質的には市としての制度を明確にすれば、私もそんなに気を使うことじゃないかなというふうに思っております。

○小川委員 反論するわけじゃないんですけど、やっぱり制度を確立しなきゃならないと思うんですけど、これはきのうですか、伊勢のほうの議員さんにちょっと伊勢神宮との関係でお伺いしました。それは、伊勢の伊勢神宮が持っている無料の駐車場があったんですけど、そこを市が借り受けて、それでメンテナンスも全部、整備もフェンスもつけて、入り口、出口もつけて、それから、管理人を置いて市が有料で経営しているという話も伺いました。それをするには、やっぱり制度というものもあると思うんですけども、そういうのもいけるという話は聞きましたので。

○上岡委員 問題があるという言葉が、もう一つちょっと理解がしにくいんですけど。

○楠委員 基本的に、私が気になるところは、これを執行したときに、監査委員とかいろいろ外部から指摘されたときに、やはり大きな問題になりますので、早く治癒することじゃなくて、予防するという観点から私はこの提案をさせてもらっていますから。

○高村委員 私は、楠さんに近いと思うんですけど、使用料で出しておるもので、トイレの積算根拠がよくわからんのですね。はっきり幾らかかるので幾らというのやったらわかるけど、そうしたら、実際的には補助金になってしまうもので。それで、無償で借り上げてそれにかかった金を補填するんやったらわかるんですけどね。そうやで、やり方が悪いと思うんです。

○村田委員 それは執行部にならんと私もはっきりわかりませんが、その辺のトイレに対して借り上げ料とか、駐車場の使用料とかいうことで出しているということについては、担当、呼んで聞けばいいと、わかると思うんですが、担当はきちっと根拠、してあると思いますよ、それは。

○三鬼（孝）委員長 今回の場合は楠委員の修正案に対する質疑ですから、執行部に説明を求める必要はない。

○村田委員 執行部に求めればわかると思うんですがということをお願いしたので、執行部から説明を受けるということじゃありませんので。

それと、いやいや、ちょっと言わせてくださいよ。ですから、補助金で出しておりますけれども、以前にも申しあげましたけれども、観光物産協会の会長が、まちの駅の拠点として位置づけましょうということをお約束してありますし、その中で、補助金をいただいた中で観光物産協会が借り上げておるという事実があります

ので、今まで無料で使用させていただいておるという事実があるので、その中で出させていただくということについては、対価として出すわけですから、何ら問題は無いのではないかなと思っておりますが、これまでも、先般も申し上げましたけれども、観光物産協会の中から観光物産協会の事業の一つとして、まちなか散策とかまちの駅の事業の一つとして尾鷲神社に駐車場を、あす、何台分あけてくださいとか、あす、何人行きますので、トイレを使用させてくださいということは、再三再四要請があるという実態があるんですね。最近でもそうなんですよ。あそこへ、尾鷲神社云々というよりも、あそこを駐車場にしてあそこでトイレをしてあそこを拠点にしてまちなか散策、この間も観光バスがとまってきておって、どこへ行ったんだと言ったら、町なかを散策してきておった。そういう役割がありますので、観光物産協会から補助金の中で補助金として出すのではなく、補助金の中からいわゆる貸していただいている対価としてこれを出すということについては、私は何ら問題がないんじゃないかなと思います。

楠さんの言われることも私は理解できないことはありません。予算のあり方としてどうなのかということが私は問うておるんだなと思っておりますけれども、性格上は全く問題はないんじゃないか。執行部も、このまま出しているいろいろ話を、いかがでしょうというような話もありませんから、これは我々で結論を出さなければいけないものですから、今回の執行部の予算計上のあり方については私は全くないように思うんですが、楠さん、どうでしょう。

○楠委員 補助金の支出の仕方として、今回、この前も観光の担当のほうから説明、ありましたけど、港まつりとか、それからヤーヤ便だとかと幾つかに分けたというお話がありまして、今回の場合は、公的事业として市が、人件費だとか出している項目の中から尾鷲神社の使用料という項目出しをしちゃっているんで、それだったら本来は、先ほど村田委員がおっしゃったように、別事業、自主事業でやられるのであれば何ら問題ないと思うんですよね。ただ、流れが公的事业の中に組み込んだ詳細項目があって出てきますから、そこは補助金の範囲でしょうということは私はちょっと思って気になっているので、その辺のちょっと。

○村田委員 そのところは個人の解釈の違いだと私は思っておりますけれども、補助金として出す、その中で観光物産協会が、補助金をいただいたものから観光の振興のために役に立っておる、尾鷲神社という名前が出てくるので、たまたま場所がそうだったから出てくるのでややこしくなるんですけれども、駐車場を借りたり大量のトイレを使わせていただいておりますということに対して、対価として観光物産

協会が出すものですから、私はそのところは別にここまでこだわる必要はないんじゃないかなと、甘いかもしれませんが、そう思うんですが、いかがでしょうか。

○楠委員　基本的な考え方として、やはり制度上の話がありますし、その対抗要件もちゃんとつくらなきゃいけないというところと、それから、あと、新年度予算の225ページにも、観光トイレの管理業務委託という項目があるんですね。そういうところに業務委託の内容がしっかりされていれば、一通りのことは相手方のほうに、今言ったように、必要な対価とか、あるいは清掃とか含めていろんな項目出しのメニューはつくれると思うので、この辺をちょっとやっぱりしっかり執行部が考えておかないと、一番私が気になるのは、仮に、これはいい悪いは別ですけど、この予算を認めて何かあったときに、執行部はそれなりに出しておけばいいやというスタイルと、それを承認する私たちのほうが、議会が承認するわけですから、議会が承認してくれたから執行部は執行処理しましたといったときの、その後の後処理が何かあったときには対応がすごい難しいんじゃないかなという、ちょっと懸念があったんですけどね。

○奥田委員　ちょっと楠委員に確認したいんですけど、今言われたように、二つの理由があるのかなと思うんです、楠委員ね。ちょっと確認したいんですけど、一つは、補助金の支給の仕方ですね。確かに僕もこの委員会の中で言いましたけれども、トイレ、議会報告会するときも要請されて何とかつけてあげたいなと私も思います。そういう意味では、ただこういう観光物産協会を通してスルーで行くんじゃなくて、必要であれば、僕はまちの駅ネットワークの補助金でいいのかなと思うんですね。そういうつけ方の問題を言われているのかなと思うし、あと、駐車場については、駐車場というのが本当にいいのかなというのがあるんですけど、そのつけ方の問題ね。

もう一つは、やっぱり憲法89条ですよ、政教分離の。公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益もしくは維持のためこれを支出してはいけないという、これをやっぱり気にされているんじゃないかなと思うんですけど、私もこれ、やっぱりけさもずっと読んでいたんですけど、抵触するんじゃないかなと。だから、そういう意味で予防ということを言われて、今も言われたけれども、11月に三重県の自治体議員研修の中でも、竹下先生、何人か皆さん、行かれましたよね。9人行かれましたけど、そのときにも、平成23年から法定受託事務、国や県から言うてきていること、市に対して、それに対しての議会の議決権も及ぶような

ことになったと。だから、総合計画とかいろんなことも議決権が及ぶようになったやないですか。そういう意味で、どんどん議会の責任というのも重くなっていると。だから、議会が大事なんだよ、しっかりせいよという話があって、その中で、今さっきされたように、執行部は提案する提案権はあるんやけれども、そういう話もありましたよね。たしか竹下先生、言われておったんやけれども、議案は出すのは執行部やけれども、認めるのは議会やもんで、何かあった場合、あんたらの責任やでと。議会が議決したんですよという、その辺の予防ということで、監査委員とかのことも心配されて言われているのかなと。整理するとそういうことなのかなと思うんですけど、どうなんですか。

○楠委員　基本的に、執行するのはあくまでも首長以下担当者の話なんですけど、やはり議会は監視役としてしっかりその内容を見て精査して、だめなものはだめ、いいものはいい。だめなものでも、こういうふうにするのもどうなんだろうという提案型ですね。ですから、執行部はその辺を聞きながら理解して、自分たちで自助努力して修正をかけるとか訂正するとかということを目指したいなというふうには思っています。

○奥田委員　確認で、楠委員、今回のこれ、出されたことを根回しとかしていないと思うんですけど、そういう意味では、今の補助金の支給の仕方、憲法89条、この問題もある中で予防ということを言われたけれども、議員の責任になってくるわけで、村田委員、今自分の責任やと言うたけれども、そういうリスクをしょってこれを賛成反対するかという、重い決断になりますからね、ある意味。

○三鬼（孝）委員長　当然そういうことやな。

○奥田委員　ということですね。いいんですか。ちょっと確認。

○楠委員　基本的にはそういうことになるのと、ここの議論は最終的には執行部は聞いていないわけなんですけど、考え方として、やはり市長も観光をしっかりやりたいんだと言うんだったら、そこもちゃんと見据えてこの予算編成をしてほしいなというふうな思いもあります。今のところ、そういうところですよ。

○野田副委員長　楠委員にちょっと質問させてください。ちょっと私も勉強不足なところがあるかもわからん。制度上の確立していないということと言われたんですけど、そうしたら、手続上も確立していないということで、そこら辺がきちっとしたものであれば大丈夫だということによろしいんですか。というのは、憲法第89条、奥田さんも言われましたけれども、僕は観光事業としての部分については別にオーケーというふうに意識がありまして、そこを、89条云々を言ってくる

のであれば、その手続の補助金としての制度のことを言われているのかどうか、そこがしっかり手続上書かれたらオーケーだということを言われておるのか、そこら辺、ちょっとお願いします。

○楠委員　基本的に89条は前段と後段があって、後段のほうは教育関係の話をしているわけなんですけど、前段については、公金の使用に当たっては、制度をしっかりとやっておけば、対抗要件があるんだから基本的にはいいんですよというところは、大きなところで、前回は執行部のほうからありましたけど、京都とかそういう大きなところはしっかりその制度を見据えて自分たちの制度をつくっているんですよ、問題のないように。そのところをちゃんと理解してほしいなというのがありますから、いずれにしても、憲法がどうのこうのと言われても、全部がゼロじゃないんですよ。コンプライトしろという話じゃなくて、しっかり制度をつくれれば対抗要件もできるし、補助金というスタイルなのか使用料なのかの支出はできますよということは、大体今そっちの方向に向かっているというのも確認はしております。三重県も、この前のサミットのときも、パンフレットに伊勢神宮の鳥居を出すとか出さないとかという議論も確かにしているんですよ。そういうところが政教分離の嫌らしさというんですかね、なかなかイエスとかだめだとか答えが出しにくいところなので、しっかりと尾鷲市も制度をつくって、観光という視点からこういうふうにするんですよと言えれば何ら問題ないんじゃないかと私は思っています。

○野田副委員長　ということは、今回、この当初予算で上がってきていますけれども、例えば、修正案を出されたんですが、数カ月後にそういうきちっとした議論を構築して、手続上、また制度上に落とし込んだときにあってはオーケーだということでもよろしいんですか。

○楠委員　執行部のほうで、6月議会にいきなり補正というのはまた難しいんでしょうけど、9月までに要綱なり、条例まではなかなかできないにしても、要綱上こういう位置づけをしましたと。それが市民にちゃんと公表できれば、そのときに予算要求してもらえばいいんじゃないかというふうに思っています。

○三鬼（和）委員　もう一点だけ確認したいんです。今回は事務局の説明はありましたけど、詳細に観光物産協会に対する補助金は一括ですよ。その中で、制度上、観光物産協会と神社のほうでこういった取り決めをすれば、どうなんですか。そういった形でも執行はいいのではないかなと思うんですけど。

○楠委員　それは先ほど申し上げたように、あくまでも自主事業の中、参加110名の組合員の中の予算の中で執行される分には別に問題ないと思うんですけど、

先ほども言ったように、市が出している1,160万近い補助金の中から補助として動いているから、それはまずいんじゃないんですかということを行っていますので、だから、仮に数字がなくても、自主事業の中で会費の中でちゃんといろいろ面倒を見てくれているのでやりますというふうには何ら問題ないと思います。

○三鬼（和）委員 観光物産協会の収入、支出につきましては、支出につきましてはこれはもう一本ですので、この部分がこうという形には最終的には決算ではないと思いますので、一般会計とはまたちょっと違うように思います。

○三鬼（孝）委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければこれから討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 討論、ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

それでは、これより議案第14号、平成30年度尾鷲市一般会計予算の議決について採決を行います。

まず、本案に対する楠委員から提出されました修正案について採決いたします。本修正案に賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 少 数）

○三鬼（孝）委員長 挙手少数ですね。挙手少数でございます。よって、本修正案は否決されました。したがって、原案について採決いたします。議案第14号、平成30年度尾鷲市一般会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 多 数）

○三鬼（孝）委員長 挙手多数でございます。よって、議案第14号は可決されました。

続きまして、議案第15号、平成30年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、可決すべきとするもの、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○三鬼（孝）委員長 挙手全員であります。

続きまして、議案第16号、平成30年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について、可決すべきとするもの、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員であります。

続きまして、議案第17号、平成30年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について、可決すべきとするもの、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。

続きまして、議案第18号、平成30年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について可決すべきとするもの、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。ありがとうございます。

続きまして、議案第19号、平成30年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について可決すべきとするもの、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員でございます。

続きまして、議案第20号、平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について可決すべきとするもの、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。

続きまして、議案第21号、平成29年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について可決すべきとするもの、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。

続きまして、議案第22号、平成29年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について可決すべきとするもの、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。

続きまして、議案第23号、平成29年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について可決すべきとするもの、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。

最後に、議案第24号、平成29年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について可決すべきとするもの、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。ありがとうございます。

これで全議案の採決を終了いたしました。

委員長報告ですけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

○三鬼（和）委員 本日追加議案があるので、予算決算委員会ももう一回開かな。

○三鬼（孝）委員長 いや、まずこれだけちょっと。

○三鬼（和）委員 これだけのあれですか。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼（孝）委員長 わかりました。

これをもって予算決算常任委員会を終了いたします。

大変長い間、御熱心に御質疑いただきましてまことにありがとうございました。

これで散会いたします。

(午後 4時07分 閉会)